

## 第137回 統計委員会 議事録

1 日 時 令和元年5月24日（金）9:00～12:35

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、  
関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

### 【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、  
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長  
補佐、厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林水  
産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官  
房政策立案総括審議官

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統  
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、阿南次長、上田次長、柴沼次長  
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、  
澤村統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第128号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (2) 部会の審議状況について
- (3) 「産業連関表」の作成方法の変更通知について
- (4) 毎月勤労統計調査について
- (5) 医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究（中間報告）について

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第137回統計委員会を開催いたします。本日は、河井委員、嶋崎委員、白波瀬委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が1件、部会報告が2件、基幹統計の作成方法の通知が1件です。

まず、「諮問第128号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」」が資料1、「部会の審議状況について」のうち「点検検証部会審議状況について（報告）」が資料2、「産業連関表」の作成方法の変更通知について」が資料3、「毎月勤労統計調査について」が資料4、「医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究（中間報告）について」が資料5です。

議事と資料の確認は以上です。

○西村委員長 ただ今事務局から御説明がありましたとおり、本日は、通例の答申、部会報告及び基幹統計の作成方法の通知のほか、毎月勤労統計調査の事案、医療の「質」の変化を反映した価格の把握手法に関する研究に関する説明があります。本日は、このような議事にしたいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りはここまでといたします。

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。諮問第128号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」の答申案についてです。本日は河井部会長が御欠席のため、西郷部会長代理から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、河井部会長に代わりまして私から報告をさせていただきます。内容は、産業統計部会で審議いたしました経済産業省生産動態統計調査の変更の答申案について、になります。本調査の変更につきましては、3月の統計委員会に諮問されまして、合計で2回の部会審議を経て答申案をまとめるに至りました。そのまとまった答申案が、本日の資料の番号で言うと資料1-1になります。5月16日に開催いたしました第2回の部会の審議内容を含めて簡単に報告をさせていただきます。お時間は多分15分ぐらいいただくことになると思います。

なお、第2回の部会の内容についてはまだ文書化がされておられません。第1回の部会については資料1-2を御参照いただければと思います。

それでは、答申案、資料1-1の説明に入ります。

まず、全体の構成ですけれども、この答申案も通常のフォーマットどおりとなっております。1ページに戻りますけれども、「1 本調査計画の変更」というのがございまして、3ページ目に前回答申時における「今後の課題」への対応状況が記されております。3ページ目のおしまいの方に、特に国民経済計算体系的整備部会との連携を図らなければいけないということから、3番目にそのことが記載してありまして、最後の4ページ目のおしまいの方から「今後の課題」が記載してあります。そのような4部構成となっております。

まず、最初から説明してまいります。1ページ目に戻っていただいて、「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」です。ここは結論が記載してあるわけですけれども、全体の結論としては変更を承認して差し支えない、としております。具体的になぜそのような結論に至ったのかということが「(2) 理由等」というところに記載してあります。

今回の変更で大きな要件であったのは、現状で経済産業省生産動態統計調査の調査系統

が調査員調査と郵送・オンライン調査が大まかに言って半々ぐらいで混じっている状況ですけれども、これを令和2年4月調査から全ての月報、月報というのは月次の個々の調査票のことですが、月報の調査方法を調査員調査から郵送・オンライン調査に変更する。それとともに、都道府県を経由せずに民間事業者を統一的に活用するという、結構大きな変更になっております。これにつきましては、前回答申で指摘された取組を適切に実施して、平成29年9月調査以降、先行的に46種類の月報において既に民間事業者を活用した郵送・オンライン調査が導入されております。その経験を経て、回収率の低下が特に生じていない、その結果、結果精度も従来どおり保たれていることが確認できたということ。それから、今回の変更においても、これまでと同様の措置を講じて、結果精度の確保に努めることが確認されましたので、その結果、この点の変更に関してはおおむね適当と整理しております。

ただし、今回の変更によりまして、都道府県が実査から全部外れ、都道府県を経由しないということになりますので、その点について調査実施上の留意点が記されています。具体的には両方とも1ページの下の方に記載してありますけれども、①これまで都道府県において蓄積してきた調査対象事業所の特性等のノウハウの提供を受け、それを基に民間事業者に対し、適切な指導・管理を行うこと。それから、②都道府県における本調査結果の利用や動向分析等に支障がないよう、都道府県に対して適切に情報提供を行うこと、というのを答申では指摘しております。

今度は答申案を1枚めくっていただきまして、2ページ目の上の方になります。今回の変更によって調査結果に影響が及ぶ。一応、部会では大きな影響はないだろうと予想はしたわけですけれども、実際に事後的なチェックも大切であるということから、調査結果への事後的な影響分析を行って、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、分析結果を統計委員会に対しても事後的に報告していただくことを指摘しております。

次に、同じ2ページ目の「イ 提出先、提出期日及び提出部数の変更」について説明をいたします。今回の変更では、全ての月報に民間事業者を活用することになっておりますので、調査票の提出先を経済産業省に一本化するとともに、提出期日及び部数を変更する予定です。この提出期日に関しましては、現在、10日と15日と2とおりが混在しているのですけれども、民間事業者に全面的に委託する場合に、そのような混在は、実務上実行するのが難しいことから、遅い方の15日に統一する案が出されました。これに関しましては、どうせ変更するのであれば早い方、10日に合わせることも一案なのではないかということで、2回目の部会に宿題として引き継ぐような形で審議を慎重にいたしました。結果的には、現状15日締めで回収しているところ、10日時点での提出は大体3割くらいということなので、そのような状況で提出期限を前倒しするのは、かなり厳しいのではないかとということと、あともう一つ、15日に合わせると、調査結果の公表に悪影響が及ぶ可能性があるのではないかと懸念もあつたのです。それに関しても現行で先行して民間事業者でやっていたら全部15日締めになっているのですけれども、そちらは遅滞なく結果の公表が行われていることから、全体的な判断から15日締めで問題なかろうということから適当と整理をいたしました。

なお、審議の中では、政府統計全体についてオンライン調査の進展等により公表の更なる早期化に努めることを努力目標にすべきとの御意見がありましたので、それについても紹介させていただきます。

続きまして、同じ2ページの「ウ 報告者数の変更」について審議をいたしました。本調査では、経済産業省が定め、従前、統計委員会でも審議をしていただいております統一基準、どのような品目を経済産業省生産動態統計調査として調査すべきかという統一基準が定められているのですけれども、それに基づいて調査対象品目を選定し、その品目を生産する一定規模以上の事業所の全数を報告者とする、としております。

今回の変更は、その統一基準に照らして、直近の工業統計調査の事業所名簿等から本調査の報告者を改めて選定した結果、資料1-1の2ページ目にあります表2のとおり、全体的に14,000の事業所に、約3,000減るということです。これにつきましては、経済実態を反映して調査計画の適正化を図った結果ですので、おおむね適当という整理をしております。

ただし、本調査の調査計画にはいつの時点の母集団情報に基づいて、どのように報告者数が算出されているのかが現状では明記されておりません。このため、調査計画にもそれらの内容を追記することにして、点検検証部会での審議状況も踏まえて検討する必要があるということをお答申では指摘しております。

今度は3ページ目の上ですけれども、これも結構重要なところで、名簿に関してです。3ページ目の上の方に、本調査は製造事業所を対象としている工業統計調査を主たる母集団情報としておりますけれども、今後、工業統計調査と企業を対象とする、新しく始まる経済構造実態調査との関係等、経済統計ないしは産業統計自体が名簿の作り方を含めてどんどん変化している状況です。ですので、今後の課題として、将来的な名簿整備の方法について経済統計の見直しの状況を踏まえて検討する必要があるということが3ページ目の上のところで指摘されております。

なお、今は名簿の話ですけれども、今後は名簿の整備に限らず、経済統計の見直しに際しましては、本調査とほかの統計調査との関係にも留意して検討する必要があるのではないかと考えております。この調査だけの課題というわけではないのですけれども、今回の答申案には特に盛り込んでおりませんが、経済産業省生産動態統計調査に限らず、産業統計ないしは経済統計をどのように今後組み立てていくべきなのか、考えていかなければいけない課題だと思っていると、河井部会長はおっしゃっていました。

それでは、先に進ませていただきます。今度は3ページの中ほどにあります「2 統計委員会諮問第98号の答申（平成29年1月27日付け統計委第3号）における「今後の課題」への対応状況について」です。これに関しましては、先ほど説明した民間事業者の活用に関する影響分析等を求めておりましたが、説明しましたとおり、特段の支障は生じていない状況が確認されました。このため、おおむね適当と整理したのですけれども、先ほど御説明しましたように、今回の変更による調査結果への影響分析と実施の結果を委託業者の内容等の改善に活用するとともに、統計委員会で報告していただくことになっております。

続きまして、今度は3ページ目の一番下になります「3 国民経済計算体系的整備部会における検討を踏まえた対応について」です。この点につきましては、4月12日の第1回部会の時点では、内閣府と経済産業省との整理が完了しておりませんでしたので、5月16日の第2回部会で決着いたしました。このため、第2回部会では国民経済計算体系的整備部会の宮川部会長にもお越しいただいているので、宮川部会長を中心に府省の整理結果の御報告をしていただいた上で、本調査における新たな品目の追加の必要性を審議いたしました。その結論が4ページの真ん中辺にある、枠囲みしていない①と②です。

まずは、①です。経済産業省生産動態統計調査は品目が中心のものなので、具体的な話になるとどうしても細かい話にならざるを得ないのですけれども、この①というのは現在、本調査の調査対象品目とはなっていないパチンコ・スロットマシンについては、内閣府の方で是非必要ということになっているのですが、順番としては、まず内閣府において推計が可能であるかどうかを検討・検証いただいて、それが推計不可能である、困難であることが判明した場合には、こちらの経済産業省生産動態統計調査で調査対象品目に追加するかどうかということ、実査可能性を踏まえた上で可能な限り早期に結論を得るという形になっております。

また、2番目に、これは内閣府で必要な品目の区切り方と経済産業省生産動態統計調査での品目の区切り方がずれているものですが、そもそも工業統計調査の結果と経済産業省生産動態統計調査の結果とでずれが生じているものが、半導体製造装置のうちウェーハプロセス用処理装置、それから、建設・鉱山機械のうち、建設用クレーンという、本当に細かい品目の名前になりますが、そこについては工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査との間でずれが生じている。このままでは内閣府で利用できないということなので、その原因を究明して必要な改善策を講じることが②に記載してあります。

このうち、パチンコ・スロットマシンについては、出荷額に関しては8,000億円以上ということですので、先ほど少し触れました、経済産業省生産動態統計調査で定めている統一基準からしても、結構大きな金額、十分、品目の対象としていい金額になります。ですので、統一基準を曲げて調査する形にはならないので、もし実査可能ということであれば、十分検討していただけるということになります。

なお、本調査の対象品目として採用され、月次で生産動向を把握することとなれば、将来的には鉱工業生産指数やQEでの活用も考えられますので、そのような説明や御意見があったということも紹介しておきたいと思っております。

最後に、4ページ目の今回の答申に関する「4 今後の課題」に関しては、その答申案の中で対応して指摘した事項のうち、今回調査実施後に対応が必要となる課題である「(1) 民間事業者の全面的な活用による影響分析等」、「(2) 将来的な母集団名簿の整備」、1ページめくっていただいて5ページになりますけれども、「(3) 国民経済計算の精度向上に向けた調査対象品目の追加等について」の3点を指摘しております。

以上が、答申についての説明になります。最後に、本調査では全面的な民間委託になりますので、移行後の調査が円滑に実施されて結果の活用が進むことを河井部会長も望んでおられる、ということで部会の報告及び答申案の説明とさせていただきます。

私からの説明は以上になります。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見はございますか。  
清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。部会におかれましては、大変丁寧に御検討いただいた上での御報告を大変重く受け止めております。特に1ページ目の最後、「調査系統・方法の変更」については、「今後、都道府県を経由した調査員調査を廃止して、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更する計画について、おおむね適当である」としつつも、①②という御指摘があります。これは「経済産業省は」となっておりまして、私は、これは大変重要な2つの御指摘であり、後に2ページで、提出先に都道府県知事がなくなって経済産業大臣だけになるとのことです。しかしながら、実際に活用される主体として、引き続き都道府県もありますし、幅広い利用者に使っていただく必要性もあると思っておりますので、私は1点だけ表現が気になりました。それは、最後の「今後の課題」の(1)です。「民間事業者の全面的な活用による影響分析等」とあるのです。この「全面的な」という言葉を使うことへの懸念です。と言いますのは、経済産業省がしっかりと責任を持った上で、実査について、月報のデータ収集及び集計等については民間の皆様がモデル的にやった際にも問題がなかったのも、月報の範囲を広げることに私も賛成なのですが、この「全面的な」という言葉を使った途端に、言葉の上だけですが、何か経済産業省、国の責任が少し薄められる印象があるのは好ましくないと思います。私としては一貫して国の基幹統計というか、重要な統計としての責任は残るので、できれば「民間事業者の活用による影響分析等」ぐらいの表現にしておいていただき、引き続き、経済産業省の責任と、とりわけ都道府県の声の反映、利用者の声の反映を通じて影響分析をすることによって、ほかの調査等へのいい意味での波及効果等も検証していただけたらいいと感じました。

以上、意見でございまして、この答申の方向性については賛同いたしますけれども、今回のいろいろな統計における国の責任の再確認の状況を踏まえて、少しでもその責任の所在が明確になるという、1ページの最後の①②が言い切るような方向にさせていただければと感じました。

以上です、ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

はい、西郷委員。

○西郷委員 御意見ありがとうございます。河井部会長がおられませんので相談をして、ということになりますけれども、頂いた御意見に関しましては、この「全面的な」という言葉で経済産業省が責任逃れをしているということは全くございませんので、それについては私からそのようなことはないということを申し上げたいと思います。先ほど申しあげたのですけれども、私自身は、この経済産業省生産動態統計調査が民間事業者によって全面的に実施されること自体、非常に感慨深いという言葉がおかしいかもしれませんが、15年ぐらい前には考えられないような大きな変化であると思います。むしろ、この全面的

にという言葉は経済産業省の心配というか、自分たちの責任できちんとやっていけるのかという責任の一端の表れなのではないかと、私は清原委員とは逆の読み方を「全面」という言葉に感じ取っていたのです。確かに字面だけ読むとそのように読めないこともないと感じます。その点に関しましては、河井部会長と相談をして、表現を事務局等とも相談させていただきたいと思います。そのようなまとめ方でよろしいでしょうか。

○西村委員長 はい、結構です。ほかにございますか。

それでは、取りまとめに移りたいと思います。経済産業省生産動態統計調査については、今回、全面的な民間委託に移行する計画とのことで、調査が適切に実施されるよう準備をすることが重要ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に1点、補足させていただきます。今後の課題において、内閣府の検討結果を踏まえてパチンコ・スロットマシンの実査可能性を検討する、と取りまとめられています。本件は、昨年6月、私から国民経済計算体系的整備部会に取組の強化・加速を要望したものであります。今回、きちんとした成果に結び付けられたわけですし、国民経済計算体系的整備部会、産業統計部会、内閣府や経済産業省などの関係府省の皆様の尽力に改めて感謝したいと思います。その過程では、これも今後の課題として挙げられていますが、半導体製造装置のウェーハプロセス用処理装置及び建設・鉱山機械の建設用クレーンについての検討課題も整理することができました。これは細かいことですが、「神は細部に宿る」というところがありますので、この辺のところは同じ省にあっても、それぞれの統計相互間で必ずしもきちんとした連携がなされていないということの1つの証左にもなりますので、このようなものに関してのセンシティブティ (sensitivity) を高めて、できるだけ整合的にするという点で極めて重要だと思ひます。このような埋もれてきた課題を発見できたという意味で、統計精度の向上につながる取組であります。別な視点となりますが、今回の取組は、国民経済計算改善のために、内閣府だけではなく、主要な関係府省である経済産業省が、経済産業省生産動態統計調査と工業統計調査との差異について個票レベルでの突き合わせを行う、更には調査先企業に対してヒアリングを行うなど、多大な労力を割いて検討に協力した、との報告を受けております。これは「言うは易し行うは難し」の典型でありますので、それを乗り越えたということは大変重要なことだと思ひております。政府が一丸となって国民経済計算の改善に取り組もうという際に、内閣府以外の関係省が多大な労力を割くことは、各省の現場にとっては大変な負担となります。そうした難しい問題に真正面から取り組んだ今回の経済産業省の事例は、一つの見本的な取組と言っても過言ではないと思ひております。以上のように、今回の一連の取組は非常に高く評価したいと思ひます。

更に、今回の検討結果では、内閣府は第1次及び第2次年次推計の改善に向けて推計方法の見直しで対応することになった品目も存在しています。この点については、次回の国民経済計算体系的整備部会で審議されると思ひますが、第1次年次推計の精度向上に向けて、内閣府においてしっかりとした検討をお願ひしたいと思ひております。

本課題は、財に関してはその実現に向けた具体的な取組を進める必要があります。また、サービスに関しては、これから検証を始める段階です。ある程度の見通しは出ているわけ

ですが、まだまだ道半ばですので、部会及び関係府省の皆様は引き続きよろしく申し上げます。

それでは、答申案「経済産業省生産動態統計調査の変更について」お諮りいたします。今、清原委員から幾つかの御意見がございましたので、その御意見を部会長に引き取っていただき、文言その他をもう一度検討するという事です。そこで、当該意見の内容に変更があることを頭に入れ、それを条件付きにして、資料1、答申案の文書の一部を修正して本委員会の答申にしたいと思っております。修正内容については、私と部会長に御一任いただけたらと思っておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」の意見あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきます。産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。サービス統計・企業統計部会で審議されている諮問第129号「商業動態統計調査の変更について」に関する審議状況について、西郷部会長から御報告をお願いします。

○西郷委員 それでは、報告させていただきます。先週、5月17日に商業動態統計調査に関する第1回の部会を開催いたしました。開催日が近いため、まだ審議内容が文書化されておきませんので、私から口頭による報告となります。その点御了解いただければと思っております。今から報告するのですけれども、全体的な概要といいますか、私の概観から申し上げますと、後から説明するように、かなり複雑な問題がたくさんあることが次々と明らかになったのが第1回の部会の概要です。それについて資料なしで説明を聞いていただくというのは大変なことだとは思っておりますけれども、その点、御了解いただければと思っております。

今回の商業動態統計調査の変更は、民間事業者を全面的に活用して、調査員調査から郵送・オンライン調査に変更するという内容の調査方法の変更が第1点。「裾切り」と呼ばれているもので調査対象範囲を狭め、調査対象事業所を従来の規模よりも小さくするということが第2点。調査対象母集団名簿の変更を中心とする報告者の選定方法の見直しが第3点で、この3つが部会での審議の主な項目となります。これらの変更は、一つ一つが非常に大きな論点であるとともに、相互に関連していることが1回目の部会審議を進めていく過程で徐々に明らかになってきて、例えば、当初、推計方法に関しては特に議論しないうなっていたのですけれども、1回目の部会の最後では、推計方法まで含めて議論せざるを得ないだろうという整理になっています。その点、私が調査全体あるいは部会の審議全体を見通せていなかったために、今の時点で部会3回、予備を入れて4回の予定だったのですけれども、予備まで突入することはほぼ明らかで、もしかすると予備の予備ぐらゐまで用意しなければいけない状況になっています。ですので、今日の報告も何かまとまったことをお伝えするという形ではありませんので、どのようなところが問題点なのかを中心に聞いていただければと思っております。

第1回の部会では、今申し上げた3つの論点のうち、調査方法と調査対象の範囲の変更を中心に議論いたしました。ただ、先ほど申しましたように、何か結論を得るというより

は、このようなところが問題だから次の部会までにこのような資料を用意してくださいというのが大体の流れとなっています。

まずは、調査方法の変更、第1番目の点です。民間事業者の活用から審議を始めました。この商業動態統計調査は甲、乙、丙、丁という4種類調査があるのですがけれども、先に丙調査と丁調査において民間事業者を活用しております。この作業プロセスごとに委託事業者への管理、指導等を丁寧に実施していることによって先行的に実施されている民間事業者の調査について回収率等の影響が生じていないことを確認されて、具体的な取組の内容や数値に基づいた報告がございました。また、今後の全面的な民間事業者への活用に際しても、これまでと同様の対応をするという御説明がありました。

これについて委員等から、民間事業者の活用自体に関する御指摘はなかったのですが、民間事業者のノウハウの蓄積等を考慮すれば、現時点では単年契約となっているのですが、今後は複数年契約も可能にできるような検討をすべきではないのかといった御意見がございました。

次に、調査員調査から郵送・オンライン調査への変更については、これまで商業動態統計調査では、調査区を指定して調査員が当該調査区内の事業所を調査するエリア調査も並行して行われていて、そのエリア調査によって新設の事業所を把握するというスタイルになっており、そのような形で名簿の更新が逐次行われるような体制になっておりました。それが全面的に郵送・オンライン調査に移行することによって、エリア調査による新設の事業所の把握が今後行われないことになるので、その影響評価が是非必要なのではないかということが指摘されております。これに関しましては、事前に定量的な評価が可能となるような資料が用意されておりましたので、第2回部会で審議することとなりました。

次に、先ほど挙げた3つの論点のうちの2つ目の点になるのですがけれども、調査対象の範囲の変更について審議をいたしました。この調査では、従業員数や売場面積の規模によって調査の区分や調査の事項が異なっているのですがけれども、従業者数200人未満の卸売業の事業者と丙調査及び丁調査の対象外となる小売業の事業者を対象とする乙調査。先ほど4種類、甲、乙、丙、丁とありましたけれども、丙というのは百貨店で、丁がコンビニエンスストアやドラッグストア、ホームセンターなど、業界団体の組織化が非常に進んでいるような業態に対する調査なので、比較的大きな規模の調査が中心で、そちらで先行的に民間事業者の活用が始まっていたわけです。今回の変更によって、それらが小規模な小売業に対しても実施されるわけですがけれども、そのことに加えて、今回の変更では調査対象範囲が狭められる、すなわち、卸売業に関しては従業員10人以上しか調査しない。あるいは、それ以外のところは卸売業の調査対象とはしない。小売業に関しましては従業員5人以上の事業所を調査対象とする。逆の言い方をすれば、4人以下の従業員数の小売業というのは調査対象とはしないということになります。それをもって「裾切り」と言っているわけですがけれども、その裾切りが導入される計画になっています。実施者からは、これまでの検討におけるシミュレーションの結果等が数量的に示されて、その変更による影響は小さいとの説明がありました。これに対しましては、委員の方からいろいろな御意見がご

ざいました。まずは産業分類ごとのシミュレーション結果、示された資料は何々業でこれぐらいの影響という形の試算の結果が示されたのですけれども、卸売業全体でどれぐらいの影響があるのか、小売業全体でどれぐらいの影響があるのかということも同時に検討すべきなのではないか。頂いた資料からは計算すればできるのかもしれませんが、パッとそれが分かるようにはなっていませんでしたので、その判断のための材料を次回提供してほしい、となりました。

また、従業者以外に売上高等の指標を用いた裾切りの検討も必要なのではないかと、どのような経緯から最終的に従業者数における裾切りが導入されたか、その検討の経緯を説明してほしい、という御意見もございました。

また、出された資料、定量的に評価されていた資料が主に比率に基づくものだったので、商業に関しては比率だけではなくて絶対額も重要なので、金額ベースでどれぐらいの影響があるのかということも示せるような資料を次回用意してほしい、ということになりました。

ほかにも色々出たのですけれども、もう一つだけ紹介しますと、そもそも裾切りを行う必要があるのか。先ほども申しましたように、郵送調査などが導入されますので調査員調査の負担は著しく軽減される。それであれば、むしろ裾切りを行わないでそのまま実施することも十分検討に値するのではないかと、という御意見がございました。

というわけで、いろいろな問題点が出てきたということです。このほか、例えば、まだこの推計の審議に至ってないので、今後、きちんと話し合うことになるのですが、どうも調査の対象範囲は狭めるのだけれども、推計だけは従来と同じように裾切り部分まで含めた全体の金額を推計する設計を目指しているようなのです。ですので、捕捉範囲が狭まることと、推計自体は裾切りしたところまで含めて行うことが、本当に辻褄が合うのかどうかとか、そのような問題があり得るということが第1回の審議で徐々に明らかになってきましたので、今後、それらを含めまたきちんと検討していかなければいけないと思っております。

非常に取りとめのない報告になりますけれども、先にも申しましたように第1回目の審議に関しては部会で話し合うべき論点がだんだんと明るみに出てきた状態です。2回目以降の部会で1つずつ、恐らく更にほかの問題点なども出てくる可能性もありますので、そのようなものまで含めて議論していきたいと思っております。

次回は5月31日に第2回の部会が開催されまして、今、挙げた論点を中心に引き続き調査計画の変更内容について審議を行っていく予定であります。

以上が、商業動態統計調査に関する審議の報告です。追加的ですが、サービス統計・企業統計部会では、この商業動態統計調査と並行して港湾調査についても審議をすることになっていて、その審議はまだこれからですが、それに先立ちまして東京都に港湾調査に関するヒアリングに参りました。それに関して簡単に報告をさせていただきます。4月26日の統計委員会において港湾調査について諮問され、それを受けまして、5月9日に東京都庁にお邪魔いたしまして、調査の実施状況についてヒアリングをしてまいりました。東京都の御担当者から約1時間にわたって調査票の配布の仕方、回収の仕方、国土交通省

への提出の仕方などの業務について丁寧に御説明をいただきました。そのようなヒアリングの設定をしていただいた東京都には、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

本体の港湾調査につきましては、5月31日の部会で審議を行うことになっておりまして、その場でヒアリングの結果も参考にしながら審議を進めてまいりたいと考えております。商業動態統計調査、それから港湾調査のヒアリングに関する私からの報告は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。ただ今の報告について何か御質問等ございますか。

それでは、まだ途中、進行形ですけれども、今までの議論を取りまとめたいと思います。今、御報告にありましたとおり、今回の変更事項のうち調査対象の範囲の見直し、裾切りの導入についてが、おそらく最も大きな問題となり、かつ、それは調査方法とも絡んでいるわけです。したがって、この部分をもっときちんと分析することがかなり重要になってくるのだと思います。特にエリア調査での新設事業所の把握もできなくなることもまた絡んできます。それから、きちんとした名簿で、きちんとした従業員数の数を正確に把握できているのか、とも絡みますので、それらを含めて慎重な審議をお願いします。いろいろシミュレーションはされているようですが、それは全部分かっている世界の話でのシミュレーションですから、そのシミュレーションと、部分的には情報は取れなくなっているときに、どのような影響があるかについては、相当慎重に内容を精査していただきたいと思います。

また、港湾調査については、東京都へのヒアリング、本当にありがとうございました。今後の部会審議に活かしていただければと思います。

引き続き、審議をよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、点検検証部会の部会報告です。本日は河井部会長が御欠席のため、西郷部会長代理から御報告をお願いいたします。

**○西郷委員** それでは、河井部会長に代わりまして、点検検証部会の審議状況について、報告をさせていただきます。今日の委員会での報告のメインテーマは、資料2「点検検証部会の審議状況について」を説明させていただいた上で、特に統計委員会の委員の皆様から点検検証部会に関して「今後何をすべきなのか」について広く御意見を賜るのが今回の目的になります。どうぞよろしく願いいたします。

第5回の点検検証部会が昨日行われたのですけれども、その場で第1次再発防止策の素案がまとめられました。それが資料2の1ページ目に記載してあるものになります。それを御覧いただきながら私の説明をお聞きください。点検検証部会におきましては、基幹統計及び一般統計調査の一斉点検結果について報告を受けて、影響度の評価を行うことを第1の目標としました。それとともに、書面調査及びヒアリングによる各統計の作成プロセスの実態把握を詳細に行って、そこで明らかになった事実を踏まえて再発防止について審議を行うことが2番目の目標でした。それら2つの目標の下に、昨日、第1次再発防止策の素案を一旦整理することにいたしました。先ほど言いましたように、この整理した目的はこの委員会でいろいろな御意見をいただくということですので、どうぞよろしく願いします。

それでは、素案について説明をいたします。この素案を統計委員会の場で正式に諮るのが、今日が最初になりますので、私、既にもうかなりのお時間をいただいておりますが、ゆっくり目に説明させていただきたいと思っております。

まず、全体の構成が、最初に前文がございます、1ページめくっていただくと2ページ目に「Ⅰ 統計作成プロセスの適正化」という項目がございます。その次に7ページ目に「Ⅱ 誤り発生時の対応」という項目が2番目の項目として立っております。3番目の項目が8ページになりますけれど、「調査実施基盤の整備」。最後が「その他」ということで、11ページに項目がございます。大きな項目で言うと、この4つにまとめられております。それよりも前の1ページ目から2ページ目の半分ぐらいまでのところを前文と称します。この前文において最初に今回の点検検証に至る経緯、それから、当部会における審議方法について記述しております。それとともに、この素案のタイトルにもなっている「公的統計の総合的品質管理を目指して」という、「総合的品質管理」がそもそも何なのかについても前文のところに記載してあります。前文はそのような導入部という役割です。もう少し具体的に先ほどの4部構成の第1部のところに入らせていただきます。

2ページ目の「Ⅰ 統計作成プロセスの適正化」について説明をいたします。この項目は更に3つの細分化された項目に分かれておりまして、最初が「1. PDCAによるガバナンスの確立」を掲げております。毎月勤労統計調査の問題では、調査設計の骨格に当たる標本設計について専門的な検証が行われないうまま、担当係員の判断で透明性を欠く手続によって変更が施されてしまった。加えて、幹部が必ずしもそのような変更に関心を持っていたわけではない、無関心であったということから、その問題の発覚が遅れてしまって事態を悪化させることになった。今回、実施した一斉点検では、毎月勤労統計調査のように重大な事案はほかに見られなかったのですけれども、ほかの基幹統計及び一般統計調査においても承認された調査計画どおりに作成されていないものが少なからず確認されました。専門的な検証を経て策定された計画、それがために基幹統計であれば統計委員会に諮る、となっているわけですが、その計画が軽視されていたという事実は見過ごすべきではないと考えております。

本部会が実施したヒアリングでも、多くの基幹統計において幹部職員の統計作成プロセスや事後検証への関与が不十分であることが改めて確認されております。このため、各府省の統計幹事の下、調査実施後に調査計画の履行状況について点検・評価を行って、その結果を踏まえてマニュアルの修正、調査結果の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずるというPDCAサイクルを回す仕組みを設けて、幹部職員の関与を確保するとともに、調査計画と異なる調査が放置されないようにすることがうたわれております。それが1の記載内容です。

次に「2. 統計作成プロセスの適正化」を説明いたします。品質はプロセスで作り込む。すなわち、外部からの評価も確かに重要ですが、統計というのは作成プロセスに品質の向上を企てるような手段が内包されているべきである。そのことをもって品質はプロセスで作り込むと言っているわけですが、そのような発想の下で、企画、実査、審査、集計といった統計作成プロセスの各段階においてICT技術を活用してチェックを重

層化するなどして、統計の品質向上を目指すこととしております。

長いものなのでかいつまんでの説明になりますけれども、4ページ目の③、チェックの重層化という観点から調査担当から独立した分析的審査を実施することが望ましいと、結構踏み込んでここは記載しています。毎月勤労統計調査の事案では、外部からの指摘が大きな役割を果たして、結果的に不適切な調査の実施が発覚したということがございます。このことから、調査手法の変更に伴う影響の分析が厚生労働省の内部で適切に実施されていれば、これ程大きな問題にはならなかつたらうということから、またそれが発覚を遅らせた原因となっていると我々は理解しました。そこで、各府省に分析的な審査官を配置して、調査担当とは異なる視点から分析的審査を実施することで数値の誤りや速やかな訂正と原因分析が可能となると踏んでおります。

また、再発防止の検討の総括等も担当することで、調査の正確性を確保することを目指すとしております。更に、政府全体での情報共有や困難な事案の分析に当たって、統計委員会の指導の下で協力、連携して対応すること、その分析的な役割を果たす人のことです。

次が、3番ということで6ページになります。「3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保」です。毎月勤労統計調査もそうだったのですけれども、今回の書面調査において統計の誤りが外部の指摘によって発見されたケースが2割近くあったことが分かっております。このため、利用者の利便性向上だけでなく、誤りが発見されやすくなるという観点から、統計作成プロセスの透明化の向上を図ることをここでうたっております。その透明性向上の措置としては、調査計画にこれまで記載されていなかった母集団の推計の方法等を参考情報として記載すること、調査計画をインターネットで一元的に公表することを記述しております。

利活用促進については、調査票情報の2次利用を拡大するため、3年以内に原則すべての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票情報をオンサイト施設で提供できるようにするといたしています。

以上が、「Ⅰ. 統計作成プロセスの適正化」についての説明です。

続きまして、「Ⅱ 誤り発生時の対応」ということで、7ページになります。誤りが発生した場合の対応策をあらかじめ定めておくことによって、発生時の影響を最小化するための措置を期待しております。ここを細かく分けると3つになりますけれども、最初が対応ルールの作成に関して記述しております。ここでは誤りを発見した際に、統計結果の速やかな公表、影響度に応じた対応、原因分析、再発防止の検討等を内容にした対応のルールの策定を求めています。

2番目で、その次のページになります。ここでは、「行政利用の事前把握」ということですけれども、どういうことかと言いますと、EBPM推進委員会を通じて、政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に把握しておいて、基幹統計ですといろいろな統計で使われていることがありますので、基幹統計だけでなく誤りがあった場合にそれが波及するような統計に対してはいち早くその誤りが伝わる、連絡されるようなルールを策定することとしております。これによりまして、誤り発見時に影響度を迅速・正確に把握することが可能となります。また、調査事項を変更する際にも連絡することにすれば、ユーザーの

便宜も図れると考えられます。

今回は3番目で「調査関係データの保存」です。毎月勤労統計調査では過去に遡った再集計が困難であることが発覚したわけですがけれども、そうであったことを踏まえて推計乗率等の補助情報を含めて必要なデータの保存のルールを整備して、定期的なフォローアップを通じて再集計に必要なデータの保存を担保するというようにしております。「Ⅱ 誤り発生時の対応」についての説明は以上です。

次に、「Ⅲ 調査実施基盤の整備」について説明をいたします。ここも項目としては3つに分かれております。

まず、「1. 体制の確保」が8ページから9ページにかけて説明がしています。ここでは、体制の整備、人材育成について記載をしております。体制整備としては、先ほど説明したPDCAや分析的審査の担当者を速やかに整備することを求めています。また、都道府県の専任職員の体制確保にも言及をしております。

人材育成に関しましては、統計業務経験者による統計作成、計画的な研修の受講、統計幹事やそれを支える体制等について記載をしております。

今回は10ページの「2. 情報システムの適正化」について説明をいたします。ここでは毎月勤労統計調査等のケースで見られたように、改修などに対応できるものは限られていて、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、言ってみれば「ブラックボックス化」しているシステムが一部に存在することが分かりました。このようなシステムについて仕様書等、性急に整備するとともに、容易に改修ができるようなシステムへ計画的に移行するように検討を求めています。

同じページの「3. 政府全体の統計ガバナンスの確立」では、総務省による関与・支援として、各省のPDCAに加えて、総務省も自ら承認した調査計画の実施状況を点検することとしています。

また、統計の専門機関である統計局や統計センター等に相談窓口を設置して、人材派遣や共同調査等によって各府省を支援することを求めています。

以上、「Ⅲ 調査実施基盤の整備」の説明となります。最後に11ページ、「Ⅳ. その他」というところを御覧ください。「Ⅳ. その他」では、1年後のフォローアップや、一斉点検で発見された調査計画どおり実施されていない案件の処理について記載をしております。

以上で、資料2に記載してあります「第1次再発防止策」の素案について説明をいたしました。この点検検証部会はどこから始めたらいいか分からないというところから始め、再発防止策について取りまとめをするというところに至ったわけですがけれども、当然、これで完全というわけではございません。先ほども申しましたように、今日この再発防止策をここで披露する目的というのは、これを披露することによって統計委員会のほかの点検検証部会に出席なさっていない委員の皆様から御意見を伺うというのが主な目的ですので、是非御意見いただきたいと思っております。今後については、本日の統計委員会で皆様から御意見をいただいて、その意見を踏まえて点検検証部会審議を続けて、6月、7月に第1次再発防止策として取りまとめたいと考えております。

また、並行して、重点審議に入るほか、書面調査で一斉点検をしたわけですがけれども、

その中からこの統計調査に関しては重点的に審議すべきであるといったものが挙がってまいりまして、そのテーマについては5つを対象とすることが決まっております。雑ばくな説明になりましたけれども、私からの報告は以上となります。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問等ございますか。重要な点ですので、しかもこの点検検証の部会として考えられることと、それから、統計委員会としてそれを踏み台としてその上でまた考えなければいけないということがあると思っていますので、その点を含めて御意見をお願いしたいと思っております。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 多岐にわたる視点をありがとうございました。このまとめの2ページの⑤で必要な業務体制、「統計の品質の確保・改善は、精神論だけでは実現できない。高い専門知識を有する人材・組織体制、その適切な運営・管理が必要である」というところですが、これは正しく高い専門知識を有する人材の確保は極めて重要だと考えております。統計部局には系統的な大学・大学院教育を受けた人材、すなわち統計理論、データ収集、そして集計から統計分析までができるよう専門教育を受け、データ分析ができる人材が必要であると考えます。統計業務に従事した経験年数のみでは不十分であって、こうした人材を計画的に育成する視点も官庁は持つべきであると考えます。また、最新の手法で統計分析をするために、若手研究者等を数年間職員として採用する記載があって、それはとてもよいと思っておりますが、優秀な人材を集めるためには仕事内容も重要と考えます。現場経験が専門性を高め、その後の当人のキャリアにつながるものであることが必要であります。

また、統計部局職員が学会と活発に交流することもEBPMの推進に望ましいと考えます。高い専門知識を有する人材の計画的育成をよろしくお願いしたいと考えます。

○西村委員長 ありがとうございます。今の点は点検検証部会にある内容を更に大所高所から見て、要するに人事を含めた、より大きなものを統計委員会として考えるべきであると考えてよろしいですね。分かりました。

関根委員、どうぞ。

○関根委員 詳細な御説明、どうもありがとうございました。私自身、政府部門ではありませんが、統計メーカーの幹部でありますので、今回、御説明いただきました、この御報告については、非常に重く受けとめたいといえますか、私自身も学ばせていただきたいと思っております。そう申した上ですけれども、私からのコメントは、7ページ目の「Ⅱ 誤り発生時の対応」についてです。こちらの御報告にもありますように、誤りを完全にシャットアウトすることは不可能でありますので、それに対して私自身が統計メーカーの長として思っていることは、バッドニュースファーストの徹底ということです。こちらを拝見しますと、あと先ほどの西郷委員の御説明の中にも速やかな公表とかいろいろ記載されていると思うのですが、その重要性については改めてこの場で強調させていただければと思う次第です。

私からは以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。河井部会長をはじめ、本当にこの間、丁寧に検証していただきまして、本日、このような内容をまとめていただきましたことに心から感謝を申し上げます。特に、今回の提案で、この全体の部会報告のタイトルが「公的統計の総合的品質管理を目指して」と記載していただいたことが有意義です。もちろん、点検検証部会の第一義的な役割は、この間の事案について丁寧に点検検証していただき、括弧にありますように再発防止策を提案していただくことだと思うのですが、統計委員会の点検検証部会ですから、その趣旨としてあくまでもこの事案を通して「公的統計の総合的品質管理を目指す」と、このような理念でまとめていただいたことは大変重要な意義があると統計委員会の一員として受けとめまして、大いに共感しているところでございます。

2点目に、私は4月まで三鷹市長をしておりまして、自治体関係者として統計の取組については調査員の皆様や職員と取り組んでまいりました。特に自治体の視点では、実は市長は災害対策本部長でもあったものですから、このような統計に関する重要な、深刻な危機に直面した際に、それをどうやって対応していくかというときのキーワードに、「自助、共助、公助」があげられます。「自ら助ける」、「共に助け合う」、そして、「公がしっかりと責任を取る」というキーワードです。その観点から、この部会の報告を拝見いたしますと、基本的には2ページの統計作成プロセスの適正化については、正に各府省が統計の取組についていかに主体的、自主的に対応していくかが整理されております。更に、「Ⅱ 誤り発生時の対応」につきましても、正に「危機管理マニュアル」と言いますか、危機は防ぐことはできない、どうしても起こり得る。しかしながら、その中でしっかりと対応していくプロセスについておまとめいただきました。そして、8ページ目の「Ⅲ 調査実施基盤の整備」のところの体制の確保というのは、正に「自助」、自ら府省が主体的に対応していく取組が整理されております。それとともに、10ページ以降の政府全体の統計ガバナンスの確立の中では、③の「情報の共有支援」のところは、正に各府省の協力が重要であり、各府省がそれぞれの情報収集、分析、共有を通じて取り組んでいくということ（「共助」）です。そして、「公助」という点につきましても、④が、総務省が統計の専門機関として各府省に対する支援を行っていく。更に、最後の「Ⅳ. その他」の本提言のフォローアップや、一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善は統計委員会が、公助というか、公の責任として取り組んでいくべきものも整理されています。そういう意味で今回の報告書というのは、第一義的に「公的統計の総合的品質管理を目指す」という、その目標・理念の下で各府省の「自助」と、府省間連携による悪い事例ほど共有して再発防止をしていく「共助」と、更には「公助」としての総務省及び統計委員会の責務が整理されているものとして受けとめました。

さて、そこで、自治体との関係も極めて重要だと思っております。基礎自治体であります市区町村、そして、もちろん、都道府県。この事柄についても、例えば、5ページの改善策のところ、④として「民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認」と記載してあります。先ほど第1番目の経済産業省生産動態統計調査においても、民間等の連携協力が不可欠であるという方向性が示されておりますように、各府省におかれては、

もちろん、適切な指示と履行確認も必要ですけれども、この統計の質の向上に向けては単なる指示をするという関係だけではなくて、「協働・連携」といったパートナーとしての取組が信頼関係に基づいてなされることがより重要になっているのではないかと考えました。今回は「第1次再発防止策」となっておりまして、必要だと思われる論点、視点については、こんな短期間にも関わらず、おまとめいただいたものとして受け止めております。これを出発点として最後の「IV. その他」に統計委員会が定める対応方針ということも示唆されておりますので、引き続きこの「第1次再発防止策」を起点として、よりよい第2次（再発防止策）ができていくのではないかと感じました。いずれにしましても点検検証部会の皆様の格別の御努力に心から感謝いたしますとともに、引き続き公的統計は公益のために、すべての国民、市民のために使われるべきものであるからこそその責任を、統計委員会の一員として再確認し、今後も更なる総合的品質向上に向けて努力していきたいと思われました。本当にお取りまとめ、ありがとうございます。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、野呂委員。

○野呂委員 非常に多岐にわたる対応策を体系的におまとめいただきまして、全面的にこれを進めるべきだと思っております。その中で民間の目線から2点ほど感想を申し上げたいのです。

1つは、5ページが一番下から6ページに「業務マニュアルの整備」というところがありますが、もし私がこの担当者でしたら、たくさんある中で順番的にはこれを一番先にやりたいという気がいたします。作業工程を標準的なマニュアルの下で整備することが大事でして、外から点検する場合もまずマニュアルを見て、その担当部署がどのような仕事をしているかが分かるようにすることが大事かと思えます。そのような意味では、この6ページの改善策に書かれている「統一的なマニュアルを作成することは適當ではない」というのがやや引っ掛かるのですけれども、むしろ標準的なマニュアルを作ることによって担当者だけでなく第三者から見てもどのような業務をしているかが分かる、第三者による点検が可能になるという意味で、マニュアルを作ることに少し主眼を置かれたらどうかと思いました。もちろん、マニュアルどおり業務ができていのかどうかは次の問題としてあるわけですけれども、まずはどのような仕事をやろうとしているかが第三者にも分かるようにすることがマニュアル作りかと、これは内部統制の話ですが、思いました。

2つ目は、7ページ目の、外部からの疑義の照会でございます。これも非常に重要な点かと思いました。これは企業においては顧客の声を聞くという、企業経営において正に最も大事な点かと思えますけれども、この疑義の照会があった場合というのは、どちらかといえば受動的な声の聞き方です。これは当然大事ですが、いろいろな声が幅広にあり過ぎてやや絞りにくい点もあります。受動的な声を聞くことに加えて、能動的にお客様の、あるいはユーザーの声を聞きに行くことも必要ではないかと思えます。民間ではモニター制度とよく言われますけれども、それぞれの統計のヘビーユーザーに何人かモニターになってもらい、定期的にメールでもいいのですけれども、率直な意見を聞くことによって、

どうもこの辺がおかしいということをお早い段階で、しかも軽微な段階で疑義とつかないまでも疑問のようなどころを拾えるのではないかという気がします。受動的な疑義の照会に加えて能動的に聞きに行くような体制も1つ対策になるのかと思いました。

以上、2点でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 どうもありがとうございます。点検検証部会の方々、本当に御尽力いただいて、第1次の御報告とはいえ、きっちりとしたものをまとめていただいたので、基本的な方向性としては賛成です。ただ、先ほど野呂委員がおっしゃったように、私も標準化というところは、むしろ今後推進していくべき対策ではないかと思っております。というのも、あまりにも日本の統計システムは分権化というところが強く出過ぎています。もちろん、分権化も各府省の政策遂行のためには必要なわけですが、統計というのは1つの共通の理解に基づいて作られているわけですから、その部分の標準化は進めていくべきではないか。例えば、公表方法の標準化も1つあるのではないか。つまり、私は経済誌で今回のことで企業に関する統計を、横串を入れるように各府省の統計を見せていただいたのですけれども、表示の仕方がばらばらで、カバレッジだとか、そのような部分がいろいろ違っているという点があります。こうした部分は利用者側から見れば、共通の表示の仕方、共通項をよりきちんと定めて表示すべきだと思います。こうしたことを通じて各府省に共通な統計に必要な指標の理解が広まるのだらうと思います。同じく、今回の問題が起きた原因の1つがプログラムによるミスだと思いますが、このようなプログラムについても共通化、標準化が推進されるべきだと思います。そうすることによって、元々統計担当の人員が少ないわけですから、それを分権化のままで各府省独自のやり方をやっていたのでは共通の理解も生まれません。例えば、我々がこの統計委員会で議論をしている、ローテーションサンプルだとか、復元の仕方は、特に各府省によって違うというものではないわけですから、共通のシステムなりプログラムなりというのをある程度用意できて、それを各府省がそれぞれの統計に利用できるようなシステムにしておけば、より統計の改訂も速やかに進みますし、それに統計に携わる人の共通の理解も政府内に広まるのではないかと思います。このような標準化、共通化の部分をもう少し対策として考えられるのではないかと思います。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 ただ今の宮川委員の分権化ということと関連になりますけれども、例えば、9ページにある職員の育成問題。下から2つ目のポツの後半にある「所管統計が少なく、統計幹事に統計に関する十分な知見を有する者を配置することが難しい府省は」というくだりですけれども、その場合には「幹事をサポートできる体制を整備する」という、この辺り、ただ実態はそういう幹事を任命することが難しいところがあるわけですから、それをサポートする体制を整備するというのは具体的には非常に難しいのではないかと思います。

がします。つまり、分権化を前提とした場合には、私としては統計を専門としている統計局あるいは統計センターと、必ずしも統計を大規模には取り扱っていない部署との連携が必要なのではないかという気がします。

それと、その次のページの「都道府県の体制」については、今日の議論でも民間の活用ということで、だんだんシフトしていくのしょうけれども、それによって都道府県の実査からは外れるということになりますと、これまで非常に統計職員の数が減っている都道府県において、ますますそういう傾向が進んでしまうのではないかという危惧を持っています。

以上であります。

○西村委員長 ありがとうございます。

北村委員、どうぞ。

○北村委員長代理 私からは、これは点検検証部会なので、既存の調査方法についてそれぞれのようなプロセスで対応するとか、誤りが発生したらどうするという、それはそれぞれの統計でやり方も違いますし、それを見ていくことは大切なのですが、統計委員会として考えれば、宮川委員もおっしゃったように、多分、共通しているものがあって、このような問題が出てくる背景にあるものというのは、例えば、調査員調査が難しいとか、回収率がなかなか上がらないとか、公表の早期化が図られてあまり時間的余裕がないとか、いろいろなことが重なってエラーが出たり、プログラムミスが出たりすることはあるので、それは共通している部分が多いと思うので、そのようなものについては情報をシェアするというか、統計委員会として、全体としてどのように対応するのかという役割はあると思います。誤りが発生して疑義の参照があった場合でも、明らかにこれは間違いであるということが担当の部署で気が付いて納得できるものであれば問題ないのですけれども、それがどのように判断していいのか分からないとか、それが間違いなのかどうかも分からないような場合には統計委員会で判断するとか、いろいろな形で統計委員会が様々な問題が出た時に関与するやり方もあると思うのです。そのようなことももう少し、これは多分、この報告書のレベルで記載することなのか、次の段階で記載することなのか、分かりませんが、統計委員会がどのように関わられるかはもう少し議論できるかと思います。

○西村委員長 はい、分かりました。

それでは、川崎委員。

○川崎委員 ありがとうございます。私、点検検証部会の審議に関わった者の1人として感想など申し上げたいと思います。これまで各委員からいろいろな貴重な御意見をいただき、本当にありがたく思っております。今後、この部会報告素案が統計委員会としての報告になっていくことですので、統計委員会としてのお立場でまとめていただく上でのインプットとしてコメントを少し申し上げたいと思います。また、私どもの部会として今後の審議に更にもどのように活かしていきたいかという観点からのコメントを申し上げたいと思います。

最初に幾つかいただいた御意見の中でも、たくさんいただいたのでなかなか一つ一つ感想を申し上げるわけにいかないのですけれども、幾つか重要なことについて申し上げてみ

たいと思います。1つは標準化とか共通化という観点があるかと思いますが、これは私も非常に大事だと思っております、是非その辺は今後の審議の中でうまく取り上げていたり、あるいは対策を作るところで視野に入れていけたらと思っております。ただ、その標準化というのは、正直を言って非常に難しいところがあります。と言いますのは、各省の統計はみんな違いますし、調査方法あるいは推計方法も全部違うので、それを汎用化したようなものを作っていくというのは相当、一段超えた能力を持ってやっていく必要が出てまいります。それをだれがどう取り組むかという、これも精神論だけではできないので、そのためにどのような体制で取り組んでいくか。どれだけリソースを使ってやっていけばちょうどいいかというのは、なかなか難しい問題でもあろうかと思っております。そのような意味で実効性があるものをどうするかをまず、効果のあるところで進めていくことになろうかと思っております。その意味でも、例えば、マニュアルの完全な標準化はできないとしても、テンプレート的なものを示して、まだ全然マニュアルの整備が進んでいないようなところにはそのテンプレートをベースに、より効率的にマニュアルを作っていくかどうかということもあろうかと思っております。それから、例えば、集計システムのようなものを標準化できないかという議論がありますが、これもそれぞれの集計のやり方が違うところもあるので、それらにどう対応するかということもあるのかと思っております。これまでですとデータ提供とか、あるいはオンライン調査といったところが共通のプラットフォームができていることは事実です。ですから、そういった共通のプラットフォームをどう作るかという観点から、今後のプロジェクト的なものでも考えていかないとうまくいかないのではないかと思っております。

以上のことを考えますと、今日は統計委員会としての御意見がいろいろ出されたということは、部会の方でややもすると個別の案件の点検にこれまでどうしても力を注いで、その関係の報告となりますので、それを全体に統合するというのがなかなか難しいところがあります。我々なりに今回統合してまとめたのがこの部会報告にはなるのですけれども、これをもう一段上のレベルから委員会としてまとめていただけたらと思っております。

その上で申し上げたいのは、今、この報告の中では各府省の中でしっかりPDCAサイクルを回していることが基本になっているのですが、実はPDCAサイクルは少なくとも2つのレベルがあると私は思っております。それは各府省の中で回すものと、それから、それを超えて統計制度全体で回すものが多分あるのだと思うのです。その部分は今回の点検検証部会に記載しておりませんので、是非その制度全体でもこのような統計間の整合性とか、あるいは統計間での標準化や共通性という観点からの何か提言も記載していけたら、よりよいのではないかと思います。

私ばかり長くなって恐縮ですが、もう一点だけ。報告にいろいろなことを書き込みながらも、まだどう書こうかな、本当はまだあるのだけれどな、という気持ちがないではないということが2点ほどあるので、これは補足的に申し上げたいと思っております。

1点は、横のつながりはどう説明するかということでして、素案の中では一つ一つの項目は丁寧に記載してはありますが、結構横のつながりが大きいものが多いかと思っております。例えば、ユーザー向けの情報提供あるいはユーザーからのフィードバックを得ること。こ

れが実はエラーの発生とも関係していて、それをまた改善につなげていくということで調査の報告に反映するということですね。個々の案件は全部横につながっているところがあるので、その辺をいかにうまく理解いただけるように説明していくかは一つ、まだ考えなければいけないのではないかと考えております。これが1点です。

もう一点は、やや複雑な話ですが、エラーの原因の中に、結構、調査対象者に起因するエラーがあるのです。これは調査対象者がうっかりしているからいけないということではなくて、調査対象者に正しく情報提供していただくために調査実施者側も更に意を尽くす必要があるということかと思えます。そのような意味で、エリアが全てその調査実施者だけのインサイトで起こっているのではなくて、インターフェイスの部分で起こっていることもあるので、そのようなところをもっと工夫していくことを強調していく必要もあろうかと思えます。同時にデータ利用も国民とのつながりの中で、より連携のうまくいっていないところもあろうかと思えます。その辺の改善も必要かと思えます。

いろいろ申し上げましたが、この後、これを委員会報告としていただく場合には、このような個別の点検を超えた共通性の高い理念、スタンス、姿勢を織り込んでいただけたらありがたいと思って感想として申し上げました。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

では、西郷委員。

○西郷委員 御意見ありがとうございます。今日は、私はお話を伺うのを中心と思っていましたので、特に私の意見は用意していないのですけれども、ただ、今伺った標準化とか共通化に関しては、個別の話になると、例えば、世帯調査と事業所調査ではマニュアルは絶対統一化するのは難しいというのは自明なことだと思えます。おそらく宮川委員や野呂委員がおっしゃっていた標準化とか共通化というのは、視点というか、今の川崎委員のお話からするともう少し高い目線からの共通化と伺えます。それであればできるのかと思いました。

ただ、その一方で、共通化が進んでいかないがために我が国の統計全体がなかなか先に進まないという面は確かにあって、その最たるものが事業所の母集団名簿という問題があるのかもしれませんが、分権型で進んできたがために我が国の統計が一步先に進めていないという面は確かにあると思えます。そのようなところも点検検証の中で明らかにできたらと思っております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。欠席されている方もいらっしゃいますけれども、それを含めて幾つかの重要な議論が出てきたと思えます。今、非常に多岐にわたっているのですけれども、かなりの部分は収束しつつあるところもありますので、それを含めて今後検討していく形になります。いろいろお伺いしたことをこの場で私からまとめるということは、まだ練れていないのと御欠席の方の分もありますので、それを含めて今後また部会に対してフィードバックしていきたいと思えます。

取りまとめということですが、ただ今の御報告の中で御説明がありました第1次再発防

止策の素案や重点審議の対象については、今までの御議論から、基本的には統計委員会としても了承したと判断したいと思います。今後、本日の各委員の御意見も踏まえて、点検検証部会において更に審議を深めていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。その際に、点検検証部会の自己完結的な議論の上にあったいろいろな議論はそこに積み重なりますので、その点についても統計委員会として意見を出すということは、更にある種の前文のようなものをもう少し付け加えることが必要になってくるかもしれません。そのような形で部会での審議をお願いしたいと思います。

それでは、今のような形で進めたいと思います。これからは私の若干の取りまとめになりますが、お話をさせていただきたいと思います。

毎月勤労統計調査の事案でも問題になりましたが、ガバナンスをどう確保していくかが、最も重要なテーマだと思っています。その意味でP D C Aによるガバナンスの確立は今回の再発防止の大きな目玉だと考えております。この点については更なる具体化を望みます。それから、透明性を確保して、それによって外部の目を入れることも極めて大切なことで、これが様々な効果が期待できると考えています。それから、統計作成のための体制を質と量の両面において充実させることも忘れてはなりません。この点についても、府省の体制と全体としての体制という2つが絡みますので、今回の場合はどちらかと言うと府省に対する体制で部会報告の素案はできていますが、それを含めて全体としての体制も考えていかなければいけないというのは、本日の統計委員会の議論で出てきたことだと思います。その他にも、この素案には大切な論点が盛り込まれています。本日御欠席の河井部会長をはじめとして、部会メンバー各位におかれましては、今後の審議を通じて、ここに記載されている事項を更にブラッシュアップして、実効性の高い再発防止策の案を作成していただきたいと思います。それから、重点審議の対象についても、統計委員会として了承いたしましたので、6月以降に具体的な審議をお願いします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は「産業連関表」の作成方法の変更通知についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** それでは、まずはお手元の資料のうち、参考という資料がございますので、こちらを御覧いただけますでしょうか。今般、統計法第26条第1項の規定に基づきまして、関係10府省庁の共同事業として作成されており、基幹統計として指定もされております産業連関表につきまして、作成方法の変更に関わる通知がありました。産業連関表につきましては御承知のとおり国民経済計算とも密接な関係があり、統計委員会を中心に推進されているS U T体系への移行においても重要な役割を担っております。このため、本日は通知の概要につきまして関係府省庁を代表して総務省から変更ポイント等を資料3に基づいて紹介するものです。

それでは、よろしく願いいたします。

**○高田総務省政策統括官（統計基準担当）付管理官** 総務省政策統括官室の産業連関表担当です。産業連関表は先ほども御紹介がありましたように、総務省を含む10府省庁の共同作業で行っていますが、本日は便宜上、総務省から説明させていただきます。

産業連関表につきましては、委員の皆様方の御案内のとおり、おおむね5年ごとに策定

いたしまして、今回説明させていただくのは平成27年を対象とした表です。現在も推計作業を進めておりまして、来月6月の公表を予定していますが、公表に先立ちまして、その作成方法を取りまとめ、統計法の規定に基づきまして通知したところです。今回の策定方法につきましては、後で説明いたしますけれども、推計方法の改善等につきまして、昨年の統計委員会、国民経済計算体系整備部会のSUTタスクフォースでも御議論いただきました。座長をはじめ関係の委員の皆様方に改めて御礼申し上げますとともに、そのときの報告も含めまして、本日10分ほどお時間をいただきまして、平成27年産業連関表の作成方法の概要について報告いたします。

産業連関表の体系につきましては、先ほどもお話に出てまいりましたが、将来的には供給・使用表体系への移行ということで、これも委員の皆様方の御指導をいただきながら進めています。ただ、これはとても長期にわたるプロジェクトですので、今回作成する平成27年表につきましては、まだ移行しているわけではありませんで、基本的な枠組みとしましては、これまで作成してまいりました産業連関表と大きく変わるわけではありません。ただ、その中でもこれまで統計委員会で御指摘をいただきました点などについて改善を行うところですので、本日はそのような、前回の産業連関表、23年表との変更点を中心に説明いたします。

資料3を開いていただきまして1ページ目を御覧ください。作成方法の変更につきましては、大きく分けて2種類で、1点目が部門分類や概念の見直しということと、2点目、推計方法の見直しということの2つに分けてあります。1ページ目は「部門分類等の見直し」です。ポイントとして①から④を掲げていますので、順に説明いたします。

①が国民経済計算国際基準への対応ということで、研究開発の固定資本形成計上などを行いました。

②が保育所部門の分割です。

③が基本計画で御指摘いただいた点の対応といたしまして、建築補修部門に係る改定などを実施。

④はその他ということになりますが、規模が小さくなった部門の統合などを行っています。

主な変更の概要につきましては次の2ページにまとめてありますので、そちらで説明いたします。

1点目の保育所部門の新設につきましては、前回の平成23年表までは社会福祉の一部として金額が計上されていたものですが、子ども・子育て制度の拡充に係る状況を把握するという政策的な要請もありまして、従前の社会福祉部門から分割して部門を1つ新設いたしました。

2点目の飲食サービス部門につきましては、23年表では1つの部門しかありませんので、内容としてはその場で飲食をする「飲食店」と、「持ち帰り・配達飲食サービス」の2つが合わさった形になっています。ただ、日本標準産業分類ではこの2つは分かれておりますし、金額上も1つの部門としてはかなり大きいものがありました。また、以前はこの2つに分けることが基礎統計上なかなか難しかったという事情があったのですが、関係者の皆

様の御努力をいただきまして、基礎統計上も分けて取っていただけるようになったことなどによりまして、今回この部門を2つに分けて、「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス」として部門を分割いたしました。

3点目が、先ほど申し上げました基本計画関係です。建設補修ですけれども、建設補修と一言で申しましても様々です。簡単なメンテナンスのようなものから大規模な改修のようなものまであります。これは国民経済計算の国際基準ではこれを2つに分けることが求められていまして、維持・補修については中間消費とする一方、機能向上や耐用年数の向上に伴うような改修につきましては固定資本計上とすることにされています。23年表までは基礎統計でこの2種類に分けることができなかつたために、全てを中間消費扱いにしていましたけれども、建築物リフォーム・リニューアル調査で新たにこれを分割する情報を取っていただけるようになったということで、本委員会での御示唆もいただきまして、今回、推計に採り入れることといたしました。

4点目の学校給食につきましては、統合分類の先を見直しということです。

これ以外に、先ほど④として申し上げました、規模が小さくなった部門の統合などを行っています。

結果としての部門数などを3ページ目にまとめています。基本分類の500行×400列という、おおむねのところは前回と同じですけれども、部門統合などのために数が若干減っています。

部門の新旧対照を次の4ページから5ページまでに掲げています。部門の名称変更や先ほどお話しいたしました部門の入り繰り等、若干ありますけれども、大きなところでは平成23年表と同様となっています。このような部門の変更につきましては、今回、来月公表する27年表公表の後、若干お時間をいただきまして、過去2回分の表の部門を組み替えるなどの作業によりまして、部門の単位を合わせた接続産業連関表というものを推計公表することを考えています。

6ページ目が今回の変更の2番目の柱であります、「推計方法等の見直し」です。こちらにつきましては冒頭申し上げましたように、国民経済計算体系整備部会SUTタスクフォースで御議論いただいたものが中心になります。SUTタスクフォースでは推計の改善方法として、すぐにでも今回の表に採り入れることができるような短期的な課題から将来のSUT体系の移行などの長期的な課題まで様々な御議論をいただきました。その中でも、医療、介護、福祉、建設、不動産といった分野では、今回の27年表で改善を行うということで御議論いただいたものがございます。これが6ページ目の①から⑦に掲げたものでして、別添ということで当時、タスクフォースにて御議論いただいた資料を付けてありますが、本日は時間の制約もありますので、詳しい説明は省略いたします。

1点目が医療の投入額推計ですけれども、レセプト情報であります社会医療診療行為別統計を活用することとしました。

2点目は介護部門の投入額推計の改善です。

3点目は地方財政状況調査を活用した、社会福祉部門の投入額推計の改善です。

4点目は地方公共団体の個別の決算資料を活用いたしました保育所部門の投入額推計の

改善。

5点目は先ほども申し上げた建設補修部門の固定資本形成の計上です。これは概念変更ということと、推計手法の見直しという、両方にまたがるものでしたので、再掲させていただきます。

6点目が不動産の仲介手数料等の推計の改善。

7点目が非住宅不動産の賃料輸入の改定です。

最後の8点目は研究開発の固定資本計上です。こちらにつきましては内閣府のGDP推計では、2年ほど前に基準改定をおやりになったときに既に採り入れられているものですが、産業連関表といたしましてはようやく今回取り入れることができたというものです。

次ページ以降は先ほど申し上げました、昨年3月と6月、SUTタスクフォースで御議論いただいたときの資料ですけれども、本日は、説明は割愛させていただきます。

以上、ざっと報告いたしましたけれども、平成27年産業連関表、先ほども申し上げましたように、委員会の委員の皆様方の御議論もいただいた上で、現在、来月6月の公表に向けて鋭意作業中です。改めて委員の皆様方の御指導に御礼申し上げますとともに、今後どうぞよろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について何か御質問等ございますか。かなりの部分は部会などでの議論を連関表に加えていますので問題ないかと思えます。

それでは、取りまとめたいと思います。平成27年（2015年）産業連関表については、約4年半の作業期間を経て、近日中に公表の予定とのことで、まずは、作成作業に関わられたすべての方に敬意を表したいと思います。

平成27年（2015年）産業連関表は、従来の作成方法を踏襲したため、作成方法に大きな変化はないとの御説明でした。一方、今後のSUT体系への移行に向けて、産業連関表の作成方法についても見直しが必要になるわけです。

これまで、国民経済計算体系的整備部会において精力的に議論が行われている旨、御報告を受けておりますが、引き続き、よろしくお願いいたします。

大分長くなりましたので、ここで10分間ほど休憩を入れたいと思います。よろしくお願いいたします。その後、毎月勤労統計調査についての議事に移ります。

（ 休 憩 ）

○西村委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

前回の統計委員会に引き続いて、毎月勤労統計調査の事案について取り上げます。

2004年から2011年までの遡及推計でネックとなっていたデータ不足について、前回の統計委員会で代替手法による一定の実現可能性が示されたわけです。これについて、厚生労働省において検討を進めて、その進捗状況や推計結果を御報告いただくよう指示したところ。この点について厚生労働省から御報告をお願いいたします。

なお、厚生労働省は、平成30年7月における常用労働者数に精査が必要であるということが分かったという理由で、本日予定されておりました毎月勤労統計調査の平成31年3月確

報及び平成30年度平均の公表を延期したと発表しております。この件を含めて厚生労働省には御説明をお願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 厚生労働省でございます。

ただ今、西村委員長からお話がありましたが、遡及推計の御報告をいたします前に、毎月勤労統計調査の公表の延期について説明させていただきたいと思っております。席上配布資料で今お配りしています、令和元年5月24日付の1枚紙を御覧いただければと思っております。

「毎月勤労統計調査平成31年3月分結果確報及び平成30年度分結果確報の公表の延期について」という表題のものでございます。これにつきまして、本日の8時半に公表予定としておりましたけれども、その中で、常用労働者数の数値に精査が必要ということが分かりましたので、公表を延期させていただくというものです。

真ん中の「経緯」のところに記載しておりますけれども、データの確認の過程の中で、平成30年7月における常用労働者数に精査が必要であることが分かり、また、その影響についても精査を行っているというのが現状でして、「今後の対応」につきまして、1週間以内を目途に、精査でき次第、これら平成31年3月分結果確報及び平成30年度分結果確報を公表するとともに、平成30年7月分以降について、修正が必要な場合には改めて公表させていただきたいと思っております。

利用者の方々には、大変御迷惑をおかけすることになりますけれども、この場をお借りしておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

この延期につきましては、報告は以上とさせていただきたいと思っております。

続きまして、毎月勤労統計調査の遡及推計の進捗状況等を資料4に基づきまして説明させていただきます。

資料4、めくっていただきまして最初のページ、「平成16年から平成23年までの遡及推計について」になります。以前の資料では、3つのデータがないために再集計が難しいという記述をしておりましたけれども、これまでの統計委員会での御議論、御示唆によって遡及推計の方向性がまとめられたことを踏まえ、資料での書き方を、具体的に遡及推計を行うために何を推計する必要があるかを改めて整理させていただきました。内容的には同じものでありますけれども、少し言葉で整理させていただいたものがこの3ページのものであります。

①から申し上げますと、平成19年1月分に基づくギャップ修正を行うためには旧対象事業所の個票データが必要だったわけですが、それがありませんでした。その個票データを作る、あるいは、個票データそのものを推計することは難しいですし、そこまでは必要ないもので、実際にやるべきことは、この旧対象事業所分の集計値の推計作業をやるということを示しております。また、②の平成21年の抽出替え時点での新産業分類の変更につきまして、付け替える抽出率逆数を推計する必要がある。あるいは、③の平成22年以前の雇用保険データがない部分につきましては、この雇用保険データによる毎月勤労統計調査の労働者数の補正率を推計する必要があるということになりまして、この3つの推計が必要な数値につきまして作業を進めるという形で、皆様方には、以下の説明を見ていた

だければと思っております。

それでは、この①から順にお示しさせていただきます。まず、①の平成19年1月分調査に基づくギャップ修正のための集計値ということですが、4ページはこれまでの議論の整理です。一番上の四角は、個票データが必要なのですが、旧対象事業所の個票データがないということで、その代替するものとして東京都の保有するデータ、そこに個票データがないかも調べたわけですが、それもなかったものと、公表データも限定的であったということで、それらを踏まえて、これからの作業として、500人規模事業所について、指数作成系列ごとに、全国及び東京都の公表値等を用いた代替的な推計方法を実施するものです。

なお、30～499人規模につきましては、平成19年1月時点で全国と東京都で抽出率逆数が同じですので、代替推計は不要として進められるものです。

次の5ページがその実際の推計の手法ですが、上の四角は2月20日の統計委員会の資料を抜いてきたものですが、実際にやる方法として、真ん中に長い式がありません。前段は従来ベースでの平均賃金になりますけれども、そこに、2項目ですが、東京都における賃金総額を踏まえた形で補正を掛けるという、それを加えることによって再集計値ベースの全国平均賃金が出せるという方法です。

ここの、何を言うか言葉だと少し分かりにくいかと思ひまして、以下は数式で整理いたしました。5ページの下の部分です。各変数につきましては、 $a$  のチルダを全国平均賃金とした上で、それをどう計算するかということで、そこに  $e$  の  $0 i j 1$  を初めとして4つの変数で考えますと、その最初の式で表されますけれども、ここで、東京都については、抽出率逆数が一定存在するわけですが、それ以外は全て1であることを踏まえて、式変形をしていったものがこちらです。少し複雑な式にはなっておりますけれども、これを次の更に6ページを御覧いただきまして、先ほどの式を、これは和半調査労働者数になりますけれども、 $e$  の  $0 i j 1$  と  $e$  の  $1 i j 1$  というものの和を2分の1した平均をとったものです。この  $\Sigma$  で割るという作業をすると、実は真ん中の式、\*を後ろで括弧を付けていますけれども、この式に集約できるという形に整理しまして、この場合にポイントになりました大文字の  $R$  のハットという形で、これは全国の和半調査労働者数に占める東京都の割合、割合を使えば1つ計算がシンプルに見えるということと、それと東京都のみの集計対象とした平均賃金、 $a$  のダブルドットのハットというものを設定しますと、その要素で計算できるという形に整理できます。この式を踏まえまして実際に推計作業をしていくということで進めていきたいと思っております。

では、実際にどういうふうに進めるかといいますと、次の7ページのところになります。これは統計委員会で整理いただいた必要な場合分けをして、それぞれについて、これは精度の高低がございまして、精度が高くできる分から順次なかなか難しい分までをやっていくものでございまして、特に(1)、最初は東京都の抽出率逆数が1の場合というのは、前もって恐縮でございまして、例えば、先ほどの6ページの真ん中の(\*)の式で言いますと、この  $d$  の  $i j 1$  という部分が1になりますので、実は分母も分子も後ろの項が0になりますので、端的に  $a$  ハットの  $i j$ 、 $a i j$  のハットですか、よっての

み計算できますので、7ページの(1)のところはそういうことを示しております。

以下東京都に、この抽出率逆数が1ではないけれども、地方調査、東京都の旧集計結果が公表されている場合には、その(2)のところですけども、aのダブルドットのハットにつきましては地方調査結果を代用いたしますし、また、先ほど出した比率で、Rのハットにつきましては、1つ前の時点になりますが、平成18年12月分の調査の数値を代用するという形で平均賃金が推計可能なのではないかというものです。

(3)は、これは前回もありましたけれども、抽出率逆数が19年1月時点で1であれば、その抽出率の問題はございますけれども、全数が出ているということで、18年12月分の対象事業所を特定して、そこから19年1月分の調査票の、新対象事業所の個票データがありますので、旧対象事業所の個票データとして集計することでできるのではないかというものです。

そして以下、(4)は、そういかない場合には、今度は残差で取るというものでして、8ページです。(1)から(3)以外での場合ですと、当該産業の積み上げ産業及び積み上げ産業を構成する単位産業の公表値、又は推計値が存在する場合には、その差といいますか、前の部分で、真ん中の項でaの $i_j$ があつて、その後ろにaの $s_j$ という形で、その他の部分の和を合わせて、これを解くことによって計算ができます。

それでもできない部分につきましては、(5)で、ここは前回も幾つか「こういうやり方」というのをお示しいただきましたけれども、それを具体的にするとなると、そのやり方は、具体的にどういう方法かを今検討しておりますので、ここでは省略させていただきます。

今回、報告させていただきたいのは、今の(1)から(5)のうちの、まず(1)につきまして、この推計は、具体的に計算するとどうなるかを皆様にお示しして、こういう形で進める、ただし、実際には、一定の制約なりがあるという部分も含めて見ていただきたいと思い、試算をさせていただきました。

9ページのところがその第1段階で、(1)について計算しております。先ほどの公表値等からできるということで、下の結果表を御覧いただきたいのですが、推計値というのが、この今説明しました(1)のやり方で出てきたものです。それから、一番左にあります再集計値と記載されておりますのは、これは実際やっているのが平成27年1月ですので、推計値を出さなくてもきちんと集計値が出ているということで、その推計値と集計値はうまく合うものかどうかを検証したものです。

実際にやってみますと、例えば公表値からやると秘匿というものが出てくる、というのが見えたというのが、再集計値のところには\*がついているものです。ここは、データが秘匿されておりますので、推計値が出てこないですけども、それ以外のところは、こういう形で推計はできるというものになり、ここは15産業あるうち9産業でぴったり一致するというので、理論的な結論になります。

実際にこの手順でやってみたのが、6産業、黄色の部分です。ここについては、-6,000円ぐらいから+4,700円ぐらいの乖離が出たということでありまして、これはなぜかといいますと、実は、毎月勤労統計調査においての最小集計単位は、規模で見た場合には、500

人以上という規模ではなくて、500～999人と1,000人以上と分かれて集計しているところです。ただ、公表値、集計された数値自身は500人以上でまとめられていることが一般的になっておりますので、そこでその500人以上の数値を使ってやると、実はかい離が出るというのがこれで見えたということです。

ではこのかい離とは、どのように発生しているのかを判断するために、先ほど申し上げましたように、ここは2つの区分がくっついたものですので、その中での労働者数の推計をすれば、調整できるものだということをお示ししたいと思います。次の10ページからになります。

10ページは、その労働者数をどう推計するかを式で示したものですけれども、これを更に各個別のその旧集計結果に係る部分についてのやり方を詳細に式で記載したのが、11ページです。ここで記載しているものは、実は先ほどの平均賃金で計算したやり方とほぼ同じパラレルの形になっておりまして、これも先ほどやりました手法で、東京都以外は1ということで式を変形した上で、かつそれを割り算によってシンプルにすると、真ん中、少し下のところの式に整理されます。

そうすると実際の計算は、そのただし書き以降の3つの要素に整理されまして、労働者数そのものではなくて、真ん中の一番上のところは前末労働者数に対する本末の比率というのをVのハット、それから、東京都に限定した場合のその労働者の比率というのをVのダブルドットのハットとして、更に前末、全国に占める東京都の割合をRと整理をすると、この真ん中少し下のものに整理されます。

これで労働者数の推計が可能になりますので、それを踏まえて、次の12ページは、先ほど500人以上でやっていた推計を500～999人と1,000人までで分けた形での推計ができれば、公表値が使えれば、ここにありますようにかい離というものを真ん中から先に見ていただきますと、500～999人のところのかい離につきましては、1桁で少し数字はありますけれども、大体1桁で収まって、0の部分も多くなっています。あるいは、一番右の1,000人以上でいきますと、かい離、数字が計算される場所につきましては、基本的に0でできますので、この2つを併せた形で加重平均をとった推計をしますと、一番左側にあります500人以上で、先ほど数千円程度のかい離が出てきたものを含めて1桁まで落とせたことが分かりました。

これらの整理を次の13ページでしています。1,000人以上については、調査票が存在しなかった産業や、秘匿措置ができなかったものもありますけれども、残りのところでは、再集計値と推計値は一致いたしますし、500～999人につきましても同じような状況ですけれども、計算できた部分につきましては、再集計値が一致するか、もしくはマイナス4円から7円のかい離程度となり、この数円のものが出ているのは、計算過程における端数処理によるものだろうと考えられますけれども、これら2つを併せた500人以上規模につきましては、この2行目です。1回目がかい離が発生した6産業について、かい離の幅が大幅に低下してマイナス3円から4円程度に抑えられ、この方法がうまくできれば非常に精度は高くなるのです。ただ、実際の推計をする場合に、この分けた形の数値があるかないかで実際に推計できるかどうかという部分はあります。

秘匿については、一定の処理が必要だろうという認識ではありますので、ここも実際に作業を行うときに、全て数値が存在するわけではなくて、結果的に調査票がないものがありますし、秘匿措置がされているものもあることを念頭に置き、それに合った処理をした推計が必要となります。実際に数字が分かっている27年1月分で試行・検証してみたところ、そういう推計になるだろうという整理されたという報告です。これが（1）の抽出率が1で行けるところですので、一番シンプルなところのものです。

次が（2）に当たるところの推計でして、14ページからになります。これは、東京都が公表している旧集計結果を使って推計するものになりますので、同じように平成27年1月の旧集計結果について、旧対象事業所の個票データを使わないでこの推計方法で推計値を算出すると、実際に計算されている再集計値とどういう数字のかい離が出るかを試行して計算したものです。

指数作成産業のうちで、場合分けの（2）に該当する17産業について推計を行ったところ、こちらも、500～999人と1,000人以上に分けられるといいのですが、公表値がそう分かれていませんので、500人以上で一括して推計したものです。

これで見てくださいと、その結果表ですけれども、かい離のところ、0とびったり計算できるところもありますし、数千円程度の誤差のところもあれば、大きくなりますと4万3,050円というのがDのところ、1割程度になります。それから、2万8,000円、あるいは2万円ぐらいの5%程度のかい離が出ている産業もある、というものです。

これにつきましては、15ページの概要で少し整理させていただいております。17産業のうちで4産業は、複数の抽出率が入っているということがありますので、推計はできなかった産業です。残り13産業につきましては、秘匿であった部分については、この公表値を使っての推計はできなかったということと、あと、2つの産業につきましてはぴったり一致いたしました。それから、残っている10産業につきましては、一定程度のかい離が出ていますけれども、この部分については、先ほど（1）での試算と同じように、500人以上を一括して推計せざるを得ないためのかい離であると思っています。

あと、全国調査での東京都の平均賃金と、地方調査の東京都の平均賃金も若干かい離は出てきますので、そういうものも影響があるのかと思います。又は、前ページのハイライトで示した産業は、単位産業ではなく積み上げ産業となりますので、なった場合に、単位産業で計算した後に見ていくというのもあり得るのかと思っています。

この程度、若干のかい離は出るのですけれども、ただ、ここにつきましては、15ページの下に記載しておりますけれども、場合分けの（3）という方法を使って同じ産業を計算することも可能なものもありますので、その場合については、どちらの精度が高く行けるかは検証できますので、（2）はこういう形でやりますけれども、更に（3）を使うことによって、精度をもう少し高めることができると思っていますので、（2）と（3）を併せてやることによって一定程度の精度を確保できればと思っています。

これが今回①についてやったものでして、今申しあげました（3）、あるいは（4）、（5）の部分は、大変恐縮ですけれども、まだ作業ができておりません。この流れで検証しながら、実際一定程度、どの程度かい離があるのか、あるいは、実際に推計するときどうい

う課題があって、どうクリアしたかも皆様にお示ししながら推計を進めさせていただければと思っております。

続きまして、16ページからが、今度は産業分類の抽出率逆数を推計した流れです。16ページは、先ほどと同じようにこれまでの議論の整理として、真ん中にありますけれども、平成21年の抽出替え当時の指定予定事業所名簿が確認できない中で、次の下の四角ですけれども、産業分類の組替えが必要となる産業・規模について、旧産業分類の抽出率逆数を事業所数で按分<sup>あん</sup>することによって推計していくというものです。その按分の作り方につきまして、下の（A）毎月勤労統計調査の調査票情報から得られる調査事業所数と、（B）の平成18年の事業所・企業統計調査を使う方法がありますので、この2つをやっていくと考えております。今回につきましては、（A）に当たります毎月勤労統計調査の調査票情報から推計したのが次の17ページからです。

17ページは、これまでの、どこでその組替えが必要になるかを示した表で、既にお示ししていますので説明は省略いたします。今回やったものを17ページのところで言いますと、500人以上のところでは8産業。変動が大きいのは5産業なのですけれども、8産業に対してやってみたものです。次の18ページは、100～499人、あるいは30～99人について、それぞれ2産業、同じ産業ですけれども、そこについて取り組んだものです。

19ページは、その産業、東京都と東京都以外、あるいは規模別に具体的に旧産業分類と新産業分類がどういう産業かを表にしたもので、中身的には同じものですので、次は21ページを御覧いただきたいと思えます。

21ページ、これは具体的にどういうふうに推計するか、前回まで御議論いただいていたものを模式、形にしたものでして、例示ですけれども、旧産業分類で、繊維工業以下の4つにつきましては、新産業分類では繊維工業という1つになります。新産業分類ベースの抽出率逆数を作るに当たって、例えば、左側のそれぞれで抽出率逆数を記載しておりますけれども、上から1、1、2、1と、違った抽出率逆数がありますので、これを新産業分類のベースにするときには、その下に式を記載しておりますけれども、それぞれの産業の事業所数での割合で按分した、加重平均をとった形で計算をするのがいいのではないかと考えたものです。

この計算を毎月勤労統計調査のデータを基に実際に計算したものが次の22ページからです。この前のページまでにありました産業につきまして、それぞれの抽出率逆数は幾つか、繊維工業で言いますと、旧産業では4つになるものについて、1、1、2、1という形で抽出率逆数を記載しておりますけれども、これの毎月勤労統計調査の調査票のデータで事業所数をカウントすると、事業所数0、0、1、0となります。これで先ほどの式で按分割合を考えますと、ここはほかの情報、ほかの事業所がないので、3番目の化学工業の按分割合1のみが生きてしまいますので、それで計算すると、抽出率逆数は2になります。

御覧いただきますと、東京都といえども500人以上規模の事業所、産業によっては必ずしも多くありませんので、事業所数0となっているところが見られます。そういう意味では、按分割合というのも、按分としては少し偏りといいますか、十分考慮できたものになっているかどうかは検討の余地があります。ただ、この数値について、機械的に今回は計算さ

せていただきました。

23ページはその続きです。東京都の事業所規模の小さいところと、それから東京都以外です。東京都以外につきましては46道府県ですので、事業所数はある程度あり、一定の按分割合となっております。

この按分割合を使って、実際抽出率逆数を計算したら幾つになったかが次の24ページからでして、先ほど表に上げておりました各産業について、事業所数の按分割合で計算すると、繊維工業で2.00、2.00、1.33、1.27と計算できたものです。

この後の処理について御議論の余地はあろうかと思えますけれども、取りあえず実際に毎月勤労統計調査で使っている抽出率逆数は、全て整数で計算していることを踏まえ、抽出率逆数自身は、端数の出た部分は四捨五入したのがこの一番右の抽出率逆数表でして、こういう計算をするとこういう形で各新産業分類の抽出率逆数を実際試算できたことを報告させていただくものです。

これにつきまして、まとめのような形で26ページです。実際に今のように計算したわけですがけれども、先ほど申しましたように、毎月勤労統計調査のデータですと、データ数が少ないために0もあって、按分が十分にできていない可能性もありますので、次にもう一つ（B）と先ほど示しておりました平成18年の事業所・企業統計の集計をして、そこでの按分割合を出してみても、その2つを比較考量する中で、実際に使うものを出したいと思っております。

あと半分残っておりますものにつきまして、調査票情報の二次利用の申請が必要ですので、既に今総務省の担当の方と調整させていただきまして、十分こちらの状況も御配慮いただいているところがございますけれども、この調整を終えてデータを頂きました上で按分計算をして、同じように計算して、次回報告させていただきたいと思っております。②は、そういう進捗状況です。

それから、27ページの③は、雇用保険データの補正率を作る部分です。これは、雇用保険データが存在していない、確認できないというところではありますけれども、真ん中の四角にありますように、逆算できる理論的な計算式があり、それで逆算して補正率を出し、それを使うこととなります。これは理論的に比較的単純な計算ではありますけれども、実際これをやってみて、何か課題があるかないかというのを含め、きちんと検証する必要もあるかと思ひまして、それを今回報告させていただきます。

28ページは、これは以前お示ししました実際の流れのフローと、そこで出てくるデータ、それを、赤い丸で囲ったものはデータがあるということで、緑の丸で囲っております $\Delta x_{ij}$ の(t)というもの、これを推計していくわけですがけれども、推計式はその赤い丸のデータを右側の式に入れて計算したものです。

実際の逆算に係る試行を、今回は平成29年7月分のデータ、これも雇用保険データは存在するわけですがけれども、ないものとして逆算で出すという形で、それが実際の補正とどれぐらい差があるかを検証したものです。この試行方法の3つ目の丸にありますけれども、実際に集計したものは、規模別でそこにある5区分、それから、産業別では積み上げ区分でない表章産業で、全部で5×105区分について計算したものです。

その主なところをお示しするのが、30ページ以下の計算結果を出した表です。御覧いただきますと、今回推計したのが真ん中の推計値と記載してある欄で、実際に再集計値で計算、雇用保険データを使って計算されたものと比較して、その差を記載したものです。一目御覧いただければ分かりますけれども、多くの部分で0、あとはかい離、差が出ているものにつきましてもプラスマイナス1程度以内に収まっている状況です。それはずっと続きの産業分類、31ページ、32ページ、33ページと出しています。

全てにわたって大体ほぼぴったり合う状況でして、ただ、1点少し申し上げたいのが、これは以前の①の方にございましたけれども、再集計値のところ\*がついている欄があります。これは秘匿が加わっておりまして、こういうところでも細かい分類、あるいは規模の大きい1,000人以上になると秘匿の部分ができますので、ここについては、一定の処理をした上でこの作業を進める必要があります、実際の作業で出てきた際に処理をする作業途中であるという報告をさせていただきます。

最後、34ページの最後のページで、結果の概要です。525区分のうち、31区分は推計労働者数が存在しなかったもので、逆算を行えないものの、実質的には影響がないと思いますけれども、そういうものが存在するという事。それから、あと残りの494区分のうち、32区分については秘匿措置により推計労働者数が取得できませんでしたがけれども、そこは一定程度秘匿数値について処理をやるという手順を踏むべきところかと思っております。

それから、公表値がない部分というのもありましたので、そこについては、非公表値について、これも同じような処理が必要かと思っております。

残りにつきましては、下の2つです。452区分のうち50区分においてはかい離が出ておりますけれども、プラスマイナス1程度で、計算過程による端数処理の影響だと思っておりますけれども、問題ないものだと思いますし、残り402区分については、全く一致するという事で、全くこのとおりにできることが分かったというものです。

今日の報告は以上ですけれども、改めて全体を流して報告させていただきます。今回3つのデータがないということで、そこに推計処理が必要ということでやってまいりましたけれども、こちらで示していただいた方法で、我々も検討を含めたやり方でやってみるところ、今のところはこの方法で進められる流れになっています。

ただ、①につきましては、もちろん誤差なり推計値として一定の限界がありますけれども、そういうものを踏まえつつ、実際にどの程度のかい離が予想されるかも含めて、ただ、それは推計ができないということではなくて、推計を進められる中でそこをしっかりと押さえてやっていきたいというところです。②につきましては、事業所・企業統計調査を進めることによって全体が大体見えるかと。③につきましては、今回の検証を踏まえて実際に進められる段階に来ているのではないかと思っております。

課題は、実際にこれから作業を進める中でまたここではない判断が必要な部分というのは出てくるかもしれませんが、そういうようなものも含めてつまびらかに統計委員会で報告をさせていただいて、御意見を踏まえて推計を進めさせていただければと考えております。

長くなりましたけれども、以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、統計委員会担当室から何か追加的な説明があればお願いします。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室でございます。

厚生労働省には、4月26日の統計委員会で議論をした内容を踏まえて、丁寧な遡及推計の検討をしていただきましてありがとうございます。かなり技術的な内容でしたので、私の方からポイントを若干まとめさせていただくために、事務局から2点ほどコメントを差し上げたいと思っております。

先般議論になっておりますとおり、平成16年から23年の遡及推計におきましては、3つの推計値が必要ということでした。厚生労働省では、この4月26日の統計委員会で提案された手法に基づいて、精度の高い推計が可能か、実際のデータに基づいて試算されたということとして、そのポイントを説明いたします。

1番目の推計であります、平成19年1月の旧対象事業所分の集計値です。これにつきましては、実際に全てのデータがある平成27年1月のデータを利用して再現できるかということ、統計委員会で提案された手法を用いた場合に実際に高い精度で再推計が可能かどうかを確認するために検証を行ったということです。5段階の計算があるということですが、今回は1番目と2番目の2段階について行ったということです。

1段階目が、平成16年1月に東京都の抽出率逆数が1、つまり全数抽出である場合です。これにつきましては、公表の際に企業数が少なく該当企業が特定されるおそれがあるため、データが秘匿された産業を除いて高い精度で再現が可能であることが確認されました。これは、平均賃金に加えて労働者数の推計も行うことで再現可能であったということです。

それから、第2段階、東京都のホームページで旧集計値、平成19年1月の旧集計値が公表している場合ですけれども、東京都のデータでは500人以上の規模があるのですが、規模500~999人、それから1,000人以上、各々の内訳データがありませんでした。この構成比の変化が結構重要であることは、このシミュレーションで分かりまして、幾つかの産業では高い精度では再現できていないということです。したがって、他の方法での推計値を試算してみて、それと比較検証して判断することが必要であるということです。

残る3段階は、すなわち平成19年には抽出率逆数、全数なので、それを使って抽出であった平成16年の段階を再現するケース。それから、積み上げ産業の合計値が分かっているので、単位産業の計数を引いた残差で計算できないかというケース。それから、5番目は、何らかの推計作業について必要となるケースです。この5番目のケースについては、今後厚生労働省の方で試算を行う予定であるということです。

2番目の推計についてです。これは、平成21年の抽出替え時点で、新産業分類変更に伴い、抽出率逆数の付替えが必要である事例ですが、各規模区分で組替えの検討が必要となる産業の数について前回明らかにされましたので、今回は、毎月勤労統計調査の調査票情報からその手法を用いて組替え後の抽出率逆数を試算してみたところ、試算はできるという結果でした。引き続きまして、平成18年事業所・企業統計調査の調査票情報から組替え後の抽出率逆数を試算していく予定ということです。

この両方の方法は一長一短ございますので、その一長一短を踏まえて、どちらを採用するか、あるいは中間を採用するかについて検討をされるということではないかと思えます。

それから、3番目の推計についてです。これは、平成22年以降の雇用保険データから労働者数の補正率が計算できるのではないかにつきましては、先般の提案された逆算する方法によって、平成29年のデータで実際にやってみたところ、高い精度で再現できることが分かったということです。

以上ですので、どちらかというところ3点のうち、2番目、3番目については、問題はかなりはっきり解決の方向に向かっておりますが、1番目については、抽出率が1のところは大丈夫そうなのですが、それ以外についてはまだなお検討が必要ということかと思えます。

以上の結果につきまして、2点ほど事務局からコメントを差し上げたいと思えます。

1つは、平成19年1月の旧対象事業所分の集計値、あるいは、雇用保険データのところで出てまいりました、秘匿された産業ということです。これは多分e-Statに載っている公表値のベースでやられたと思うのですが、実際には、秘匿されたデータを含めて、統計作成者である厚生労働省は全てのデータを内部データとして保有しているわけですので、その内部データを活用して、その秘匿部分も含めて計算をしてほしいというのが1点目です。

2点目です。新産業分類の変更に伴って付け替える抽出率逆数につきましては、試算して小数点第何位までという、例えば1.87というような数字が出て、そのときに四捨五入して2とかにしているわけですが、そういう四捨五入をすると、旧と新の間で連続性がなくなってしまう。全体として帳尻が合わなくなってしまうおそれがありますので、「整数化した数値」ではなくて、ここについては、「小数点以下の値を含む原計数」を用いて新産業分類で復元推計を行った方がよいのではないかというのが事務局として抱いた印象です。

私からは以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、何か御質問、御意見等はございますか。

1点私の方から確認なのですが、先ほどの統計委員会担当室の御説明にもありましたけれども、「平成18年事業所・企業統計調査の調査情報から、組替え後の抽出率逆数を試算する予定」となっていますが、これは調整中となっていますが、調整の状況を教えていただければと思います。お願いいたします。

○佐伯総務省統計局統計調査部長 先週の金曜日に厚生労働省から二次利用の申し出の書類を御提出いただきまして、現在法令に基づいて所要の手続を進めております。できるだけ早期に調査票情報を提供できるように作業を進めていきたいと考えております。

○西村委員長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御回答を含めて何か御質問、御意見等はございますか。西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 御説明をどうもありがとうございます。

今の統計委員会担当室の方からコメントがあった最後の点、抽出率逆数を整数化するという点に関してなのですが、これは私も御説明を伺っているときに、何で整数化し

なければいけないのかというのは感じました。

と申しますのも、抽出率の逆数というのは、よく教科書的な説明をするときに、例えば、1,000人から100人選んだときには、この選ばれた100人というのは元の10人分なのだよということを説明するときに、抽出率の逆数をあえて整数で説明した方が分かりやすいので整数化するということはしますけれども、それはあくまでも教科書的な説明のためのものなので、ここでせつかく抽出率の逆数を計算しても、それを整数化すると、その整数化したことの誤差というのが結構大きくなってしまいうような気がするので、これは是非こちらのコメントにあるような形で、整数化しないで対応なさった方がいいのではないかと私も感じました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それから、今の話のほかに、最初に厚生労働省から、精査のために発表を遅らせるという点もありましたね。それについても御意見があれば、御質問があればお願いいたします。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 最初の公表の延期のことで、現在分かっている範囲で結構なのですが、まだというならまだということで教えていただきたいと思いますが、影響の大きさというのは、どんな感じになりそうかは見えていますか。かなり数字の変更が出てきそうかどうか、その影響はありそうかどうかを、今の時点の感触で結構ですが、分かれば聞かせていただきたいと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 数字自身につきましては、今精査中ではございます。ただ、原因が平成30年7月のところですがけれども、これは常用労働者数でやっておりますけれども、実際にその母集団労働者数の推計で、雇用保険データの使い方であまりいっていなかったというのが見込まれておりました、その部分での影響というのをこの7月時点でのもので見ていると、常用労働者数で0.1%程度かと思われまます。それから、きまって支給する給与で50円程度かと思っております、全体的なきまって支給する給与は二十数万円ございますので、影響的にはそんなに大きくはないというのも大変恐縮なわけですが、影響度合いは、実際の指数、あるいはその前年同期比に与える影響というのは、非常に限定的ではないかと思っております。

特に、これは我々サイドの方になりますけれども、今回の毎月勤労統計調査の事案で、適切にやっていなかったことに対して、非常に社会に対して大きな影響を与えたわけですが、そのときの状況に比較した場合変化に与える影響は非常に小さいものと判断しております、今の見ている範囲ですが、給付に与える影響というのはない状況かとは思っておりますので、数値としては正しいものを適切に早くと思っておりますが、影響度合いとしては、何とか小さくて済むという見込みを持っております。中途半端な、明確にまだ言える状況ではありませんので、精査中にはありますけれども、今の状況としてはそういう状況です。

○西村委員長 どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 つまり、水準で言えば0.02%ポイント程度の誤差が平成30年7月にあるかもしれないという御説明であったと認識しています。大きくないと

ということです。

○西村委員長 大きくないからいいということではないのですけれども、具体的な数字の差も一応バックグラウンド、この議論の、1週間延ばしたというそのバックグラウンドの背景にあると考えております。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 御説明をどうもありがとうございます。

それに関してなのですけれども、そういうようなことが前にあったようなプログラム上のミスなのか、それともどういうミスなのか。またシステムチックな問題なのか、それとも、こういう言い方をしては失礼ですけれども、その時点における不注意だったのか。そういうところはきっちりしておかないと、プログラム上のミスの可能性がある、と、どんどん続いてしまったり、また同じ時期にこういうことが起きるという可能性があるのですけれども、その点を明らかにしていただけるとありがたいと思っております。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） その点につきましても、もちろん今検証をきちんと進めているところではございますけれども、ただ、原因につきまして、まずプログラムのミスではないことは確認しております。ですので、これは、そういう意味では、今も毎月毎月公表させていただいておりますけれども、そこに影響が出るものではないということです。

これは、30年7月の部分と申しますのが、昨年30年7月分として昨年に公表したのではなくて、再集計値の部分です。実は今回の事案が発覚して、昨年の年末から今年の初頭にかけて、集中的に再集計値の作業をいたしまして、1月に平成24年以降全てのものを公表させていただいたわけですけれども、その作業をする際にデータの使用する部分を誤ったというところまでして、プログラムはきちんと機能しているのですけれども、それをオペレートしていた人間のミスとほぼ状況としては把握をしております。そういう意味では、その後の毎月公表しているものにつきましては、同様のミスが発生しておりませんし、またプログラム上でそういうことが出てくるものでもないことを報告させていただきたいと思っております。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、取りまとめに入りたいと思っております。

まず、厚生労働省の御説明において、データの一部に精査が必要となったことから、本日の平成31年3月確報及び平成30年度平均の公表を延期した旨の御報告がありました。公表が延期されたことは残念ですが、精査が必要と分かった段階で公表を延期された点はよい判断だと考えております。

また、先ほどの点検検証部会の御報告にもありましたように、今後は、誤りを発見した際の基本ルールと考えられる、訂正結果の速やかな公表、原因分析、そして再発防止にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、本題ですが、厚生労働省には、2004年から2011年の遡及推計について、実務に即したしっかりした分析を行っていただきました。おかげさまで、統計委員会担当室が作成した論点ペーパーに沿って、2月、3月、更には前回4月26日の統計委員会で議論を深めた

代替的な推計方法が有効であることが確認できたと思います。

3つの不足するデータへの対処が論点となっております。そのうちの3番目の「雇用保険データによる労働者数の補正率の逆算」については、今回の試算ではほぼ問題がないということが確認されました。

2番目の「新産業分類変更に伴い付け替える抽出率逆数」については、毎月勤労統計調査の調査票情報を用いて試算することが可能であるということが分かりました。今後は、事業所・企業統計調査の調査票情報を用いた試算を進めていただければと思います。いずれの試算を採用するかということは判断を要することです。毎月勤労統計調査の調査票情報は最新の情報ですが、回収されていない事業所があるという問題がありますし、他方、事業所・企業統計調査の調査票情報は、全ての事業所のデータではありますけれども、時点が古いという点がありますので、いずれも一長一短であります。その点を踏まえて検討していただければと思います。

なお、統計委員会担当室のコメントにもありましたが、集計された新産業分類ベースの抽出率逆数は、整数値にこだわるのではなくて、「小数点以下の値を含む原計数」を使うという方が全体の整合性・連続性には望ましいと考えますので、よろしく願いいたします。毎月勤労統計調査のシステムが、抽出率逆数として小数点以下の桁数を許容するのかというシステム上の制約、これはまだ私にはよく分かっていないのですが、そういう問題があるかもしれませんが、その点についてもきちんと御検討いただきたいと思います。

残る大きな問題は、1番目の「平成19年1月の旧対象事業所分の集計値」です。こちらについては、平成16年に東京都の抽出率が1である産業については、おおむねうまくいくということが分かりました。統計委員会担当室のコメントにもあるように、データ秘匿分については、統計作成者である厚生労働省には、内部にデータを持っているわけですから、それを活用するようにお願いします。

一方、東京都のデータの活用にはなかなか難しい問題があるということが分かりました。つまり、500～999人と1,000人以上の構成比の問題であります。まずは、第3段階の平成19年が抽出率逆数が1であるケース、それから、第4段階の積み上げ産業と内訳の単位産業から逆算を行うケースについて試算を行ってください。その結果として、何らかの按分計算をする第5段階、正にここは推計になるわけですが、これが遡及推計実現の最後の関門になると思いますので、厚生労働省としても知恵をしっかりと出して、統計委員会としてもサポートをできるところはもちろんサポートしていきますので、最終的な結論を出していきたいと思います。ここは、非常に最後に近い一歩ですので、心して取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。

「医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究」についてです。内閣府から御説明をお願いします。

**○丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官** 内閣府経済社会総合研究所でございます。

医療の質の変化を反映したデフレーターの研究につきましては、平成29年12月に本委員

会で進捗状況について報告いたしました。その際は、本研究の方法論の整理等について説明をいたしました。今回は、昨年度利用申請し、入手いたしましたレセプトのナショナルデータベースサンプリングデータと、同じくレセプトを基礎資料とする社会医療診療行為別統計を用いて、医療デフレーターを実際に推計しまして、J S N Aのデフレーターとの比較を行いましたので、その結果等について報告をいたします。具体的な報告は市川上席主任研究官の方から説明いたします。

**○市川内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官** お手元でございます「資料5 医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究」という資料に基づいて説明させていただきます。

スライド番号2に構成を記載してございます。本日説明させていただきますのは、簡単に手法はどういったものがあるのか、構成番号2、3、4は、利用可能なデータはどういったものがあるのか、それをどういった考え方で絞り込んでいったのか、利用可能データの名目値の動きはどうなっているのかというのをまず確認いたしました。5番目は概念的なものでございまして、採用の基準の検討を整理してございます。構成番号6、7、8、9に今回の推計の結果をまとめてございます。最後にまとめと今後の課題を示しています。

スライド番号3にあっていただきまして、手法の検討でございます。国際機関等での医療に関するデフレーションの手法については、様々なペーパーが出されております。また、J S N Aの場合は、医療は市場生産者というふうに定義されています。市場生産者の場合の手法に関しまして、国際機関の整理では価格指数によるデフレーション、又は数量指数を用いた産出数量法と整理をされています。2008 S N Aの考え方にに基づきますと、価格指数によるデフレーションができるのであれば、それがより好ましいと考えます。

また、O E C Dは、C P I等の価格指数によるデフレーション以外にも、医療の場合においては、治療ごとの平均収入に基づく価格指数というものを疑似価格指数として使うことを認めております。

スライド番号4に行っていただきまして、そのような状況を踏まえますと、検討の対象となり得るデフレーションとして以下の3つが挙げられます。最初は価格指数によるデフレーション。C P Iに基づくデフレーターによるデフレーションはJ S N Aで現在採用されています。下の2つが今回試算をした手法ですが、疾病ごとの分類を基に細分化いたしまして、デフレーターを平均収入に基づく価格指数として出したものが真ん中の疑似価格指数によるデフレーション。一番下は、数量ベースで数量指数を作って実質値を出して、名目を実質で割ってデフレーターを出すという手法です。

スライドの5にあっていただきまして、具体的に質を調整する観点というアプローチで、先行文献ですとか他国の状況を見てみますと、大きく、「細分化アプローチ」によるもの、あとは「明示的な質指標を用いたアプローチ」に分けられます。

細分化アプローチですが、スライド6にあっていただきますと、細分化アプローチでも、まずその疾病分類に基づいてデフレーターを先に作るのか、それとも数量指数に基づいて先に実質値を求めていくのかによって、デフレーターを最初に求める手法、又は数量指数により算出する手法に分けられます。スライド6は、米国のサテライト勘定で用いられて

います。米国の例を式として計算しています。これはラスパイレスの価格指数ですが、今回の我々の推計ではパーシェの価格指数で計算しております。J S N Aの名目値をコントロール・トータルとして用いていまして、デフレーターを推計した後に名目をデフレーターで割って実質値を出すというような推計を行っております。

スライド7にあっていただきまして、数量指数による実質値の直接推計です。これはイギリスの文献から引用してきたものですが、同じように数量の指数をまず求めまして、J S N Aの名目額を実質値で割ってデフレーターを出すというような手法になっています。

※のところに記載してありますけれども、今回我々はJ S N Aの名目額をコントロール・トータルとして用いしましたが、考え方として、「名目」イコール「実質」掛ける「デフレーター」という考え方にに基づきますと、全て同一のデータで名目、実質、デフレーターを作成する場合には、数量指数を求めて実質アウトプットを求めて、名目をその実質で割って出したデフレーターと、直接推計したデフレーターは一致するという考え方に基づいております。デフレーターを直接推計した場合も同様になります。

スライドを1枚おめくりいただきましてスライド8になりますが、今回はお示ししていませんが、例えば医療の場合ですと、死亡率等を明示的な質として、それを数量指数に織り込むというような手法もあります。

続きまして、データの検討に移ります。スライド9になります。今回の推計で我々が必要なデータというのは、要件として、疾病別でデータが取れること、数量のデータがあること、価格のデータが取れること、可能な限り1994年まで遡及可能なデータ。1994年はJ S N Aの遡及期間ということで、それを視野に入れていきます。

推計の対象といたしましては、J S N Aの医療は、元々産業連関表をベースに作っています。そのうち、下の表にありますように、入院と入院外の部分について今回の推計を行っております。これで7割強のウエイトを占めることになっています。

続きまして、日本にある医療のデータで何を使えるのかを絞り込んでまいりました。それがスライドの10と11になります。結果として申し上げますと、ピンクの薄い色を付けましたNDBのサンプリングデータと社会医療診療行為別統計に絞り込んでいます。これは元々レセプト、我々が医療機関にかかった際に保険の点数を請求するのですが、その医療機関がその審査機関に出すその書類のことをレセプトと言いますが、レセプトをベースに作った統計になります。

それ以外にも4つの統計の名前を挙げていますが、一番下にD P Cと記載しています。これは2003年から導入されているのですが、急性期の入院部分について、疾病名と治療行為を組み合わせた診断群分類というもので、それに基づく支払制度が日本の入院部分については導入されております。

ただ、スライド10、11で青く色付けしていますが、カバレッジがまだ5割強。その領域というのは、スライド11は領域のところですが、これはレセプトの種類に基づいた、どのぐらいのところをカバーしているかという意味です。D P Cというのは入院の中でD P Cに基づく支払いが行われている部分のみをカバーしていますので、D P Cデータに基づく推計は現時点では難しいかと思っております。

その上で私どもが絞り込んだのが、スライド10の上2つありますけれども、NDBのサンプリングデータと社会医療診療行為別統計になります。NDBはナショナルデータベースの略で、先ほど申しましたレセプトが2009年以降について厚生労働省に格納されています。2011年以降は、病院・診療所のレセプトとも9割を超えるものが格納されています。それを厚生労働省は、研究目的として、例えば今回私どもが入手したサンプリングデータですとか、それ以外にも研究者がこのようなニーズでデータを使いたい、こういう調査項目がほしいというニーズに応じた特別抽出といった申請に応じて提供をされています。私どもが今回入手したのは、サンプリングという既にレディーマードでサンプリングされたものです。その2つに絞り込んで使っております。社会医療診療行為別統計の方は、調査期間の欄を赤く色付けしていますけれども、遡及可能性ということを考えますと社会医療診療行為別統計しかありません。また、それとNDBサンプリングデータを使った推計を今回行っています。

スライド番号12、13に、より詳しくそのデータのことを説明しています。まずナショナルデータベース（NDB）のサンプリングデータですけれども、これは2011年から2015年の5か年分について、診療月が1月、4月、7月、10月の4か月の分についてサンプリングデータには含まれております。

抽出率ですけれども、入院については10%、入院外、つまり主に通院ですけれども、通院については1%、DPCというのは、先ほど申しましたとおり、急性期の入院のうちおおむね包括払いで支払える部分があり、それについては10%の抽出率で抽出されております。

サンプル数は記載してあるとおりで、これは1時点のサンプル数でして、それ掛ける20時点を入手していますので、約2,000万サンプルを使って今回の推計をしたということになります。

これは後の課題のところにも関係してくるのですけれども、この申請については年4回認められております。1月、4月、7月、10月に認められておまして、その申請の手法は、私どもが行ったようなサンプリングデータのほかに特別抽出、このデータをこの期間、このような切り出しでお願いしたいという申請もあります。ただ、最近このNDBに対するニーズも高まっています、申請して承認されたとしても、その後の切り出し期間が長いと研究者の方々から伺っております。

スライド番号13にいただきました、社会医療診療行為別統計でございます。これは1979年に現在の形に近い形で調査項目が拡充されています。それより前から実施されています。各年6月の審査分のみという、1年のうち6月分のみしか取れていないという特徴があります。

あともう一つの留意点としましては、調査対象及び調査方法のところにありますように、保険者、つまり母集団なのですけれども、最初は国保・協会健保のみだったのですが、1999年に組合健保、2011年に共済等が追加されるということで、母集団が時期を追って継ぎはぎのように追加されているということがあります。

また、2011年までは全てサンプリングだったのですけれども、2011年以降は、病院につ

いては6月分について全数集計、2013年以降は診療所分についても全数集計となりまして、2013年から6月審査分が悉皆となったというデータです。

スライド14、15にいていただきまして、データのカバレッジと申しますか、範囲の比較をしています。ここでポイントとなりますのは、ⅢとⅣなのですけれども、国民医療費とJ S N A。国民医療費というのは、医療費のマクロの数字として皆様は耳にされることがあると思いますのでよく御存じかと思うのですけれども、これは保険診療のみを対象とした費用を推計したものになります。

対しまして、ⅣのJ S N Aは、産業連関表がベースですので、それプラス保険診療以外の部分、保険診療対象外、例えば先進医療ですとか人間ドック、そのようなものも含まれています。

スライドを1枚めくっていただきましてスライド16になりますけれども、今回私どもが推計に用いたNDBのレセプトデータのカバレッジをイメージ図にしたものです。見ていただいで分かりますように、右の入院外の部分はほぼ青色で塗ってしまひ、ほぼカバーされています。ただ、このうちの一番上の薄い水色の部分について、公費の部分なのですけれども、全額公費の部分はNDBに含まれていません。例えば生活保護の方等は全額公費になりますので、それは含まれておりません。かつ、先ほど説明しましたように、1月、4月、7月、10月の診療月、かつ翌3か月分の審査の分のみになります。あとは、そのサンプリングをしていますので、入院外については1%で抽出されたものになります。

左の入院部分についてなのですけれども、公費の薄い水色の部分については入院外と同じになります。全額公費部分についてはNDBに含まれておりませんので、その部分は入っていません。あとは、その入院の中で、出来高で支払われる医科入院の部分については、今回のサンプリングデータで必要な数量、価格とも取れるのですけれども、D P C、つまりおおむね包括部分を主とするその入院の部分につきましては、私どもが必要とする価格についてはデータとして含まれておりませんので、この部分についてはカバーしない形で今回のNDBの入院というものは推計してあるという点を説明させていただきます。

続きまして、スライド17以降ですが、これは名目値の比較をしています。まずは社会医療診療行為別統計ですけれども、オレンジの線が国民医療費、マクロの数字。青い線が社会医療診療行為別統計となります。見ていただければ分かりますように、かなりのかい離があると思われまひ。かつ、先ほど申しまひした保険者の追加があつた、母集団の追加があつたときには、断層と思われるような動きが見てとれます。例えば、1999年ですとか、2011年、2013年といった年には、断層と思われるような動きが見られます。また、このそもそものかい離には、社会医療診療行為別統計が6月審査分、1か月分のみであるという点と、あとは抽出による差があるのではないかと思います。

続きまして、NDBの動きについても名目値を確認してみました。スライド18は、国民医療費とNDB S、サンプリングという意味でSを付けていますけれども、その動きを比較しています。ただ、これでは分かりにくいので、スライド19で同じ時点を比較しています。こちらは公費の部分に若干ずれがございますので、国民医療費の公費を除いたものとの比較にしています。それでもオレンジ、水色のNDB Sと国民医療費の動きには、若干

差があるように見受けられます。

もう1枚めくっていただきまして、スライド20になります。これは、media sという国民医療費の月次版のようなものがあるのですけれども、そのデータを使って1月、4月、7月、10月だけを足したものと士で比較してみました。そうしますと、入院外の方はほぼ同じような動きになりますけれども、入院の方はまだそれでも差があります。これは、先ほども申しましたように、私どもの今のNDBSのデータではDPC部分の推計ができませんので、そのような影響もあるのではないかと考えております。

スライド21にいていただきまして、NDBSと国民医療費等とのかい離が名目値で見られるのですけれども、これは、公費の扱いですとか、1月、4月、7月、10月しかNDBSは対象としていないですとか、高額レセプトはNDBSは対象外ですとか、あとは先ほど申しますように、入院について我々の推計ではDPC部分は含んでおりませんので、そのような差があるのではないかと考えております。

1枚めくっていただきまして、スライド22は概念的なものですので、このような考え方があるということで見ただけであればと思います。

スライド23以降です。これが今回の推計になります。まず、社会医療診療行為別統計を用いてデフレーターを傷病ごとの分類に基づいて作ってみました。分類数は119分類になります。社会医療診療行為別統計の場合、この119分類しか取れませんので、この分類になります。

「ポイント・留意点」のところで見ていただきたいのは、「母集団追加の影響等は顕著にあらわれず、滑らか」と記載してございます。これは、スライド26をあけていただくと対比ができます。スライド26の方は何をやっているかと言いますと、先に数量指数を求めて、名目を数量指数で求めた実質で割ってデフレーターを出したのになります。このオレンジの線がデフレーターになるのですが、産出数量法で求めたグレーの線に断層があるという影響が出ていまして、デフレーターについても断層があるような動きになっています。それに比べますと、先ほどのスライド23になりますけれども、かなり滑らかなものにはなっています。ただ、入院のところ、例えば1995年と2011年辺りを比較しますと1から1.5というふうになっていますので、かなり大幅に上がっているというような状況が見てとれます。

1枚めくっていただきまして、スライド24以降がNDBS、レセプト個票を用いて今回推計をしたものです。先ほど申しましたように、今回、細分化というのは、例えば、細分化の粒度によってその影響が違ってくるのかどうかというのを見てみたいということで、NDBSはそれが可能ですので行ってみました。

その線グラフの違いが余り見てとれない、ほとんど一緒になっているのですけれども、一番粒度が細かいのがレセプト疾病分類。これは入院で9,500、入院外で1万1,000分類になります。次にその粒度が粗いのがICD10分類というものでして、今回の入院では4,100分類、入院外では4,500分類になっております。一番粗い分類ですと119分類、先ほどの社会医療診療行為別統計と同じになります。それでデフレーターを作ってみました。余りその分類数による違いは見えてとれません。ただ、これを拡大してみますと、例えば入院外の

方ですと、119分類が一番デフレーターが上がっているのですとか、入院の方ですとレセプト分類とICD10分類はほぼ変わらないのですけれども、119分類は、2012、2013は上がっているのですけれども、2014、2015は少し横ばいっぽくなっているといった、そのような動きはあります。

スライド25にあっていただきまして、先ほどお示しした社会医療診療行為別統計とNDBSを用いた推計、あとJSNAの試算値、これは医療という分類になりますけれども、それを並べたものです。比較してみますと、NDBSと社会医療診療行為別統計では大きな差は見られないです。強いて言いますと、オレンジ(NDBS)の方が変化幅は低いのかというふうに思っております。JSNAの試算値と比べた場合に、入院外の方ですとそんなに大きな差はないのですが、入院外ですと若干の差が見られる。はじめに申しましたように、今回はDPC部分を含んでない入院の推計になりますので、そこら辺はDPCを含んだ推計でまたお示ししたいと思っております。

スライド26は、先ほども見ていただきましたとおり、産出数量法、数量指数を用いて推計したものです。まず実質値を出したものです。このポイントは、先ほども申しましたように、母集団の追加といったような影響がダイレクトに出ているという結果になります。

27につきましては、社会医療診療行為別統計を上段、下段にNDBSを置いたもの、左に入院、右に入院外を置いて比較したものです。右上の社会医療診療行為別統計の2013年に見られるように、産出数量法をベースにしたものと、母集団の追加の影響が見てとれると思います。

1枚めくっていただきまして、このような推計の動向を見ますと、今後の方向性として我々が考えておりますのは、国際機関等が整理しておりますように、まずデフレーターを直接推計の方がふさわしいのではないかと考えております。その上で、1994年から2010年という社会医療診療行為別統計でしかデフレーターが作れない期間と、2011年から2015年のNDBSでもデフレーターが作れる期間について分けて考えますと、スライド28の下になりますけれども、1994年から2010年については、先ほど申しましたように、デフレーターがかなり大幅に上昇している。これは精査する必要があると考えております。ですので、今後の課題としては、JSNAのデフレーターと社会医療診療行為別統計のデフレーターの比較が必要だと思っておりますし、社会医療診療行為別統計デフレーターの精緻化が可能かどうかも考えたいと思っております。あとは、JSNAデフレーターの基礎資料であるCPIの診療代の作成方法についても、もう少し詳しく把握していきたいと考えております。

1枚めくっていただきましてスライド29になりますけれども、2011年から2015年の期間になります。先ほどの推計結果でも説明しましたように、分類数による大きな差は今の段階では見られません。ただ、今後の課題としては、先ほど申しましたように、NDBSのうちの私たちが今使えるデータというのは、入院の出来高部分のみですので、DPCも含めたデータで推計をしたいと思っております。ただ、そのためには、特別抽出で厚生労働省に申請させていただくことになるのですけれども、かなり入手まで時間がかかるとは聞いておりますので、そのようなことも留意しなければいけないと考えております。それま

での期間、我々ができることとしては、NDB以外のデータでDPCレセプト部分を代替的に何らかの形で、簡易的であったとしても捕捉して比較することができないかと考えております。

最後のスライドですけれども、今回推計をしてみまして、いろいろな課題が見えてきたわけでございます。1つはデータの制約ということ。NDBについては、公費の部分について、全額公費分はNDBに入っておりませんので、入手はできない。あと、推計時点についてですけれども、データの適時入手の観点からしますと、NDB、社会医療診療行為別統計においてもそうなのですけれども、QEの推計は困難かと存じますので、年次推計を対象に今後の研究を進めてまいりたいと考えています。

あとは、NDBデータの扱いなのですけれども、レセプトはそもそも医療費請求のためのデータでして、一般的な統計と異なって構造が複雑で扱いが困難です。例えば、1つのエクセル表のようなものを作るにしても、最初はそれをひも付けて復元することが必要で、かなりデータサイエンスのバックグラウンドをお持ちの方の知見が必要な状況になっています。あとは、そのレセプトの内容につきましてもかなり知見が必要でございまして、その習熟には時間が必要と考えています。

あとは、そのビッグデータですので、今は、サンプリングについては20時点でやっていますが、特別抽出の入手をするとかなりのボリュームと聞いております。インフラ面の整備も課題と思っております。

その他といたしましては、細分化アプローチによるデフレーター直接推計がよりふさわしく、実質値の直接推計の可能性は低いとは思っています。ただ、細分化アプローチによる実質値の直接推計に更に死亡率等を用いた明示的な質を反映する手法についても並行して研究をしてみたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、何か御質問等はございますか。

それでは、時間ですので、取りまとめたいと思います。

今回の内閣府の研究は、社会医療診療行為別統計並びにナショナルデータベースに格納されたレセプトデータを用いて、医療の価格指数を計算したものです。現行のSNAデフレーターがCPIの診療代をベースにしたもの、すなわち、診察とか注射とかという診療行為単位の物価指数となっているのに対して、本研究では、疾病別に1か月・1人当たりの医療費の物価指数となっています。両者の違いは、医療の技術進歩に伴い、同じ疾病の治療において、医療資源の投入量の変化を勘案することができるということだと思えます。

すなわち、今回の内閣府の試算値は、同じ病気を治すのに必要となる医療資源が減少していれば、病気を治すという治療の価格が下落したとしてカウントされることとなります。ただし、病気を治すという治療の成果は全く品質調整できていませんので、治療のアウトプットの計測はできていないという問題は残っています。しかし、一歩前進した医療の価格指数であると一定の評価をすることが可能だと思えます。すなわち、今回の指数と現行のSNAデフレーターとのかい離は、非常に大まかに言えば、医療技術の進歩による医療

資源の節約分を反映していると解釈することも可能であります。

もっとも今回内閣府が試算した指数は、入院のうち包括支払方式をとっているD P C部分がカバーされておらず、入院と入院外とを包摂した医療全体の物価指数である現行のS N Aデフレーターと比較ベースが必ずしも一致しておりません。

内閣府は、今回推計対象外としたD P C部分の入院のデータを追加して、入院と入院外で別々に計算している今回の試算結果を統合した価格指数を計算して、入院と入院外とを包摂した指数である現行のS N Aデフレーターとの比較ベースを合わせることを目指す必要があるかと思えます。D P Cデータは、申請や審査にかなりの時間を要するほか、データのハンドリングにも工夫が必要と聞いておりますが、よりカバレッジの広い医療の物価指数を作成すべく、内閣府はしっかりとプロジェクトに取り組んでほしいと思えます。

一方で、内閣府においては、D P C部分を取り込んだ分析結果を完成するには、相応の時間を要する可能性あると言っております。今はそのとおりだと思います。そのために、当面の暫定的な分析として、D P C部分の入院の価格指数は、レセプトデータでカバーされる入院の価格指数と同一の動きであると仮定する場合に、同じように入院と入院外を統合した物価指数を計算して、現行のS N Aデフレーターと比較してほしいと思えます。インピュテーションを使って何らかの意味ある結果を、より詳しいデータが出るまでを手をこまねいて待っている前をお願いしたいということでもあります。

両者の価格指数が一定の裁定関係にあるというやや強い仮定を置いた暫定的な対応に、こういう形にはなってしまうのですが、医療の技術進歩について何らかの知見を得ることができる可能性があります。いずれにせよ、追加分析結果をできるだけ早く報告していただくようお願いしたいと思います。

それから、品質を一定とした医療の物価指数をはかるためには、大変難しい問題ですが、治療の成果の方、すなわち医療のアウトプットの計測にも是非取り組んでほしいと思えます。治療の成果の向上が医療の品質向上の大きな部分を占めている以上、医療のアウトプットの計測の問題は非常に重要です。引き続き内閣府におかれましては、医療関係の専門家の意見を聞きながら、この点が重要ですので、医療関係の専門家の意見を聞きながら研究にしっかり取り組んで結果を出していただきたいと思えます。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中です。日時・場所につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第137回統計委員会を終了いたします。